令和　8　年度　　障害福祉サービス事業者自主点検表

【日中活動系／訓練・就労系】

サービス種別 ※該当するものをチェックしてください	（共生型）生活介護	－	（共生型）自立訓練(生活訓練)	－
	就労選択支援	－	就労移行支援	－
	就労継続支援Ａ型	－	就労継続支援Ｂ型	－
	就労定着支援	－	自立生活援助	－
事業所番号				
事業所の名称				
事業所の所在地	〒　　川越市			
電話番号		e-mail		
開設法人の名称				
開設法人の代表者名				
管理者名				
記入者名		記入年月日		

川越市福祉部指導監査課
電話番号：０４９－２２４－６２３７　　e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
（＠部分を「★」と表示しています。）

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令、関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　記入方法

(1)　毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2)　複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3)　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

(4)　「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により〇で囲ってください。

(5)　判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略　　称	名　　称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）
平24条例38	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第38号）
平24条例40	川越市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第40号）
平25規則26	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第26号）
平25規則28	川越市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第28号）
平18厚労令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平18年厚生労働省令第171号）
平18厚労令174	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）
基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
平18厚労告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
平18厚労告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平18厚労告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年9月29日厚生労働省告示第550号）
平18厚労告543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

※　自主点検表の内容で、生活介護、共生型生活介護、自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援及び自立生活援助　共通の内容については、総称して「サービス」としています。

※　なお、この自主点検表では、法令、関係通知等に基づく事項とは別に、市の行政指導としてお願いしている事項も記載しております。

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第１　障害福祉サービス事業者の一般原則			
1　個別支援計画に基づくサービス提供義務	事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第3条第1項
2　利用者の人格尊重	障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第3条第2項
3　虐待防止等の措置	(1) 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第3条第3項
	(2) 事業所の従業員は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。 ※「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 ■ 事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいるものに○をつけてください。 □ ① 虐待防止委員会の設置（テレビ電話装置等を活用しても可） ※ 委員会で実施している内容 （　　） □ ② 虐待防止委員会での検討結果の従業員への周知徹底 □ ③ 職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や技術を獲得するための研修 □ ④ 虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定期的な自己点検（セルフチェック） □ ⑤ 「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知 □ ⑥ 「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知 □ ⑦ 「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示 □ ⑧ 支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備 □ ⑨ 利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知 □ ⑩ その他（　　） ≪参照≫ ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 （令和6年7月厚労省社会・援護局） ・「障害者（児）施設における虐待の防止について」 （平成17年10月20日厚労省通知）	はい・いいえ	障害者虐待防止法 第6条 障害者虐待防止法 第2条
第２－１　基本方針			
1　基本方針	【生活介護】 生活介護に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっ	はい・いいえ	平25規則26 第62条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ていますか。		
	【自立訓練（生活訓練）】 自立訓練（生活訓練）に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、２年間（長期入院等のあった者は３年間）にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第109条
	【就労選択支援】 就労選択支援に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第118条の2
	【就労移行支援】 就労移行支援に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、２年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とした便宜を供与する場合にあっては３年又は５年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第119条
	【就労継続支援Ａ型】 就労継続支援Ａ型に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第128条
	【就労継続支援Ｂ型】 就労継続支援Ｂ型に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第137条
	【就労定着支援】 就労定着支援に係るサービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、３年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第143条の2
	【自立生活援助】 自立生活援助に係るサービスは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第143条の10
2　利用者の状況	○　サービス種別ごとに、前年度及び本年度記入月前月までの、各月の１日当たり平均利用者数（人）を記入してください。 ①サービス種別　（　　）　（令和　　年　　月　　日時点）		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用者												
定員												
本年度利用者												
定員												

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等

②サービス種別　（　　）　（令和　年　月　日時点）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用者												
定員												
本年度利用者												
定員												

③サービス種別　（　　）　（令和　年　月　日時点）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用者												
定員												
本年度利用者												
定員												

④サービス種別　（　　）　（令和　年　月　日時点）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用者												
定員												
本年度利用者												
定員												

※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。
この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とします。（小数点第2位以下を切り上げ）。

報酬留意事項通知 第2･1(5)

3　従業者の状況

○　下表に管理者及びサービス種別ごとの従業者の人数を記入してください。
（運営指導に伴い作成する場合は、運営指導日の前々月の初日時点の状況）

【貴事業所の常勤職員の１週間の勤務すべき時間数：　　時間/週】　（令和　年　月　日現在）

	勤務	管理者		サービス管理責任者		医師
		専従	兼務	専従	兼務	
	常勤					
	非常勤					

サービス種別	勤務	生活支援員		職業指導員		就労(定着)支援員		看護職員		理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		賃金向上達成指導員		目標工賃達成指導員		地域移行(生活)支援員		その他	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
①	常勤（a）																		
	非常勤（b）																		
	合計（c）（c＝a+b）																		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等

	(c) の常勤換算																		
②	常勤 (a)																		
	非常勤 (b)																		
	合計 (c) (c＝a+b)																		
	(c) の常勤換算																		
③	常勤 (a)																		
	非常勤 (b)																		
	合計 (c) (c＝a+b)																		
	(c) の常勤換算																		

※ 必要に応じて職名を変更、追加して記載してください。

【用語の説明】

基準解釈通知
第2・2

・ 常勤：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。

・ 非常勤：常勤の者の勤務時間に満たない者

・ 専従：当該事業所のみに勤務する職員

・ 兼務：専従でない職員（例：管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）

・ 常勤換算方法：「1週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の1週間の勤務すべき時間数」（小数点第2位以下切り捨て）

※ 1週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことができます。

平18厚労令171
第215条

基準解釈通知
第2・2

また、人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことができます。
この場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含められます。

【多機能型に関する特例】

基準解釈通知
第16・1

○ 従業者の員数等に関する特例

① 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、各サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤としなければならない。

② サービス管理責任者の員数は、一体的に行う多機能型事業所を一

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>の事業所とみなす。
③ 各サービスに配置する従業者は、管理者及びサービス管理責任者を除いて、各サービス間での兼務は認められない。
④ 利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所は、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能である。
○ 多機能型事業所として指定を受けることができるサービス
生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第２－２　人員に関する基準</td></tr>
<tr><td>1　基本的事項（労働時間の管理）</td><td>従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。
① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録
② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録
※ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります。
※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。</td><td>はい・いいえ</td><td>労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）
労働基準法
第109条</td></tr>
<tr><td>2-1　従業者の員数

生活介護

※共生型は次項目</td><td>(1) 利用者に対して、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置していますか。
※ 「必要な数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱って差し支えありません。
また、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとします。
※ 医師が配置されていない場合は、医師未配置減算（12単位／日）が適用されます。（告示別表第6の1の注7）</td><td>はい・いいえ</td><td>平成24条例38
第18条
基準解釈通知
第5･1</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、サービスの単位ごとに、常勤換算方法で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数となっていますか。
① 平均障害支援区分が4未満
⇒ 利用者の数を6で除した数以上
② 平均障害支援区分が4以上5未満
⇒ 利用者の数を5で除した数以上
③ 平均障害支援区分が5以上
⇒ 利用者の数を3で除した数以上
<table><tr><th>前年度の平均利用者数（A）</th><th>平均障害支援区分</th><th>除する数(b)（６or５or３）</th><th>必要人員(a/b)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>※ 利用者の数は、前年度の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。
※ 平均障害支援区分の算出に当たっては、小数点第２位以下を四捨五入します。
※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。
① 保健師
② 看護師
③ 准看護師
※ 人員配置体制加算を算定する場合の配置については、「報酬関係・その他」－「第４－２」－「10 人員配置体制加算」を参照してください。</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(3) 看護職員及び生活支援員は、サービスの単位ごとに、それぞれ１以上配置していますか。</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	以上配置していますか。		
	(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、当該訓練を行うための必要な数となっていますか。 ※ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができます。 ※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活支援員が兼務して行っても差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	
	(5) 生活介護のサービスの単位は、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(6) 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
	(7) 生活支援員のうち、１人以上は、常勤となっていますか。	はい・いいえ	
2-2 従業者の員数 自立訓練 （生活訓練） ※共生型は次項目	(1) 生活訓練事業所の生活支援員の総数は、常勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を６で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数（宿泊型訓練を実施していない場合は①のみ）以上となっていますか。また、１人以上は常勤となっていますか。 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者 ※ 最低１人以上配置することが必要です。 ※ 利用者の数は、前年度の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。	はい・いいえ	平成24条例38 第40条 基準解釈通知 第9･1
	(2) 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数が、①に掲げる利用者の数を６で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数（宿泊型訓練を実施していない場合は①のみ）以上となっていますか。 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者	はい・いいえ	
	(3) (2)の場合、生活支援員及び看護職員をそれぞれ１人以上配置するとともに、生活支援員のうち１人以上は常勤となっていますか。	はい・いいえ	
	(4) 指定宿泊型自立訓練を行う場合、地域移行支援員は事業所ごとに、１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(5) 訪問による生活訓練を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を１人以上置いていますか。	はい・いいえ	
	(6) 生活支援員、看護職員及び地域移行支援員は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
2-3 従業者の員数 就労選択	(1) 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。(3)において同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっていますか。 【指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等 】(R7.3.31厚労告第89号) 一 就労選択支援員養成研修(就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者(イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して５年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第4条の11の2に規定する基礎的研修(以下単に「基礎的研修」という。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対して行う研修であって、別表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下	はい・いいえ	平成24条例38 第44条の3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「養成研修修了者」という。）であること。ただし、令和10年3月31日までの間は、基礎的研修又はこれに相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。 イ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労選択支援の従事者（第1号ただし書きの規定により養成研修修了者とみなされた者に限る。） ロ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援又は同条第16項に規定する就労定着支援の従事者 ハ）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第20条第3号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第4項に規定する企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第24条の障害者職業カウンセラー又は同法第27条第2項の障害者就業・生活支援センターの従事者 二　基礎的研修に相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、令和10年3月31日までの間に初めて就労選択支援員養成研修を受講する場合において、就労選択支援員養成研修対象者に該当しない場合であっても、就労選択支援員養成研修対象者とみなす。 ※ 一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとします。 ※ 就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修を修了している者が行ってください。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」（以下「基礎的研修」という）又は基礎的研修と同等以上の研修を修了した者については、就労選択支援員養成研修を修了しなくとも、就労選択支援員の業務に従事できることとします。		基準解釈通知 第9の2･1
	(2) 利用者の数は、前年度の平均値としていますか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。	はい・いいえ	
	(3) 就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者となっていますか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではありません。	はい・いいえ	
2-4　従業者の員数 就労移行	(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっていますか。	はい・いいえ	平成24条例38第45条 基準解釈通知 第10･1
	(2) 職業指導員の数は、事業所ごとに１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(3) 生活支援員の数は、事業所ごとに１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(4) 就労支援員は、事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっていますか。 ※ 就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいです。 また、令和7年4月1日からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）を受講していなければなりません。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとします。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(5) 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
	(6) 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤となっていますか。	はい・いいえ	
	(7) 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数については、上記(1)～(6)の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 ① 職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上 ② 職業指導員の数は、事業所ごとに、１以上 ③ 生活支援員の数は、事業所ごとに、１以上 ④ 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること（利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない） ⑤ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤であること ※ 認定指定就労移行支援事業所の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能です。	はい・いいえ・該当なし	平成24条例38 第46条
2-5 従業者の員数 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっていますか。 ただし、算定するサービス費の類型により必要な員数に違いがあります。	はい・いいえ	平成24条例38 第49条、第55条（準用第49条） 基準解釈通知 第11･1、第12･1
	(2) 職業指導員の数は、事業所ごとに１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(3) 生活支援員の数は、事業所ごとに１以上となっていますか。	はい・いいえ	
	(4) 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
	(5) 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤となっていますか。	はい・いいえ	
2-6 従業者の員数 就労定着	(1) 就労定着支援員は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上となっていますか。 ※ 一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の事業所に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労定着支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとします。 ※ 就労定着支援員について、資格要件はありませんが、職場実習のあっせん、求職活動の支援、就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいです。 ※ 令和7年4月1日からは基礎的研修を受講していること。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として基礎的研修（項目７中、解釈通知第10の１(2)に定める研修）を受講しなくとも、就労定着支援員の業務に従事できることとします。	はい・いいえ	平成24条例38 第60条の2 基準解釈通知 第13･1
	(2) 従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	
2-7 従業者の員数 自立生活援助	(1) 地域生活支援員は、事業所ごとに1以上配置していますか。	はい・いいえ	平成24条例38 第60条の6 基準解釈通知 第14･1
	(2) 地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに１となっていますか。 ※ 地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではありませんが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があります。	はい・いいえ	

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が25人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が25人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。

※ 利用者の数は、前年度の平均値とします。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(3) 地域生活支援員は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。

※ 指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えありません。

※ 他の事業所との兼務について指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければなりません。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとします。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとします。
なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認めるものとします。</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
<tr><td>3　従業者の員数

生活介護
自立訓練
（生活訓練）

【共生型】</td><td>共生型障害福祉サービスを受ける利用者数を含めて通所介護事業等（以下、「本体事業」という。）の利用者数とした場合（※）に、本体事業所として必要とされる数以上の従業者を配置していますか。

※ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（*1）の場合は、共生型通いサービス（*2）の利用者の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者とした場合

(*1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

(*2) 共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後デイサービス</td><td>はい・いいえ</td><td>平成24条例38
第23条の2、第23条の3、第23条の4、第43条の2

基準解釈通知
第5･4(1)①、第9･4(1)①</td></tr>
<tr><td>4　サービス管理責任者

※就労選択を除く</td><td>(1) 現在配置しているサービス管理責任者について、内容を記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td>（常勤・非常勤）</td><td>就任日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td>届出日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実務経験</td><td>実務期間</td><td colspan="2">通算：　年　月間</td></tr>
<tr><td>従事日数</td><td colspan="2">通算：　年　月間</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td>職名
（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">研修受講状況</td><td colspan="2">○旧サービス管理責任者研修</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">○サービス管理責任者等基礎研修</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">○サービス管理責任者等実践研修</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">○サービス管理責任者等更新研修</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">○サービス管理責任者等更新研修</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">○相談支援従事者初任者研修
（講義部分）</td><td>修了日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">※研修未受講者である場合</td></tr>
<tr><td colspan="4">・配置された事由（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">・猶予措置終了日：　年　月　日</td></tr>
</table>
※　平成３０年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として修了日を記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td>（常勤・非常勤）</td><td>就任日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td>届出日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table></td><td></td><td>平成24条例38
第18条、第40条、第45条、第49条、第55条（準用第49条）、第60条の2
第60条の6

基準解釈通知
第5･1(4)、第9･1(2)、第10･1(3)、第11･1(2)、第12･1、第13･1(2)、第14･1</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等

実務経験	実務期間	通算：　年　月間		
	従事日数	通算：　年　月間		
	業務内容	職名（　）		
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日	年　月　日	
	○サービス管理責任者等基礎研修	修了日	年　月　日	
	○サービス管理責任者等実践研修	修了日	年　月　日	
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年　月　日	
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年　月　日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	修了日	年　月　日	
	※研修未受講者である場合			
	・配置された事由（　）			
	・猶予措置終了日：　年　月　日			

※　平成30年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として修了日を記入してください。

【自立生活援助以外】

(2) サービス管理責任者を、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数以上置いていますか。　はい・いいえ

イ　利用者の数が60以下　1以上

ロ　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 【就労定着】
就労定着支援事業所が生活介護事業所等と同一の事業所において一体的に運営を行っている場合には、それぞれの利用者の合計数に応じて、必要数を置くこととなります。

【自立生活援助】

(3) サービス管理責任者を、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数以上置いていますか。　はい・いいえ

イ　サービス管理責任者が常勤である場合、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ配置

① 利用者の数が60以下　1以上

② 利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ロ　イ以外の場合、次の①又は②に掲げる利用者の区分に応じ配置

① 利用者の数が30以下　1以上

② 利用者の数が31以上　1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員を上記(1)サービス管理責任者の配置の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができます。

※ 事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員を上記(1)サービス管理責任者の配置の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができます。

※ 事業所と併設する地域移行支援事業所又は地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は当該事業者に、配置された相談支援専門員については、事業所のサービス管理責任者の職務と兼務しても差し支えありません。

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ サービス管理責任者については、常勤で配置する場合を除き、当該事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えありません。		
	(4) サービス管理責任者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。 ※ 従業者は原則専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではありません。 ※ サービス管理責任者についても、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担保する観点から、原則として、直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければなりません。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。この場合、兼務を行う他の職種に係る常勤換算に、当該サビ管の勤務時間を参入することはできませんが、事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能です。 ※ 個別支援計画作成業務の範囲内で、宿泊型自立訓練、自立生活援助若しくは共同生活援助に置くべきサービス管理責任者、又は大規模事業所における専従常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者との兼務は差し支えありません。	はい・いいえ	
	(5) サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤としていますか。 ※ 宿泊型自立訓練を行う事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではありません。	はい・いいえ	
	(6) サービス管理責任者の要件 サービス管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 一 次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること (一) 次のイ及びロの期間を通算した期間が5年以上 イ 相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者、社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 特別支援学校等 (6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る） ロ 直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業所 (3) 病院・診療所、訪問看護事業所 (4) 特例子会社 (5) 特別支援学校　　等 (二) 次の期間を通算した期間が8年以上である者 ○ 直接支援業務 上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	はい・いいえ	平18厚労告544 告示第1号イ

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が3年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等 二 次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定めるサービス管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の5年度ごとに、サービス管理責任者更新研修を修了したもの （ロに定める実践研修の修了日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） イ サービス管理責任者基礎研修（実務経験が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 ロ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、サービス管理責任者実践研修を修了したもの (1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者 (2) 平成31年4月1日において、旧告示に規定するサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの ■ 【更新研修未修了】　告示第1号ニ ○ 期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧サービス管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。 ■ 【研修受講に係る経過措置】　告示第1号ロ、ハ、ヘ ① 基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から3年を経過するまでの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。 ② やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。（※ただし、市障害者福祉課が認めたものに限る。） ■ 【配置時の取扱いの緩和等】　告示第1号ホ ○ 常勤のサービス管理責任者が配置されている場合 ・基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ・基礎研修修了者を1人目のサビ管として配置可		
5　管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 (1) 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 (2) 当該事業所以外の他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	はい・いいえ	平成24条例38 第20条、第41条、第44条の4、第47条、第50条、第55条、第60条の3、第60条の7（準用第13条）
6　従たる事業所を設置する場合における特例 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行 就労A型	従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※ 「従たる事業所」を設置する場合は、次の①及び②の要件を満たす必要があります。 ① 人員及び設備の基準 ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に	はい・いいえ・該当なし	平成24条例38 第19条、第41条、第47条、第50条、第55条（準用第19条） 基準解釈通知 第2･1(1)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労Ｂ型	応した従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が１人以上確保されていること。 イ 従たる事業所の利用定員が次のとおりであること。 ・生活介護、機能訓練、生活訓練又は就労移行支援 6人以上 ・就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型 10人以上 ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。 ② 運営に関する基準 ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。		
第２－３　設備に関する基準			
1-1　必要な設備 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 事業所には訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けていますか。 ※ 面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切なサービスが提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければなりません。 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができます。 ※ 設備は、専ら事業所の用に供するものでなければなりませんが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。	はい・いいえ	平25規則26 第64条、第111条 第118条の3、第122条（準用第64条） 第130条 第139条（準用第130条） 平成24条例38 第42条 基準解釈通知 第5･2、第9･2、第9の2･2、第11･2、第12･2
	(2) 訓練・作業室は、次のとおりとなっていますか。 ①　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ※ 就労Ａ型・Ｂ型は、サービスの提供に当たって支障がない場合は、設けないことができます。	はい・いいえ	
	(3) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けていますか。	はい・いいえ	
	(4) 洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものとなっていますか。	はい・いいえ	
	(5) 【自立訓練(生活訓練)宿泊型自立訓練】 (1) に規定する設備のほか、次の設備を設けていますか。 ① 居室　ア 一の居室の定員は、1人とすること。 イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること。 ② 浴室　利用者の特性に応じたものであること。 ※ 宿泊型自立訓練のみを行う事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができます。	はい・いいえ	
1-2　必要な設備 就労移行	認定就労移行支援事業所である就労移行支援事業所における設備基準は、上記(1)～(4)の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第121条 基準解釈通知 第10･2
1-3　必要な設備等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供	はい・いいえ	平25規則26

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労定着 自立生活援助	に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 設備に関する基準 (1) 事務室 就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足ります。 (2) 受付等のスペースの確保 事務室又事業を行うための区画は、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とします。 (3) 設備及び備品等 事業者は、必要な設備及び備品等を確保します。ただし、他の施設等と同一敷地内にある場合であって、就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができます。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。		第143条の3 第143条の11(準用第143条の3) 基準解釈通知 13･2、第14･2
2　必要な設備 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 【共生型】	共生型障害福祉サービスの場合は、本体事業所として満たすべき設備基準を満たしていますか。 ※ 本体事業として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものとしています。なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。	はい・いいえ	平成24条例38 第23条の2、第23条の3、第23条の4、第43条の2 基準解釈通知 第5･4(1)②、第9･4(1)②
第２－４　運営に関する基準			
1　運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第71条 第116条、第118条の7、第127条、第140条（準用第71条） 第135条の2、第143条の7 第143条の14（準用第143条の7） 基準解釈通知 第5･3(8)、第11･3(9) 第13･3(5) 準用(基準解釈通知第5･3(8)) 準用(基準解釈通知第13･3(5))

運営規程に定めるべき重要事項	主な指摘のポイント
①事業の目的及び運営の方針	②～⑦など ・事業所の実態と合っているか。
②従業者の職種、員数及び職務の内容	
③営業日及び営業時間	
【就労定着・自立生活援助以外】 ④利用定員	⑦ ・事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。
【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労Ｂ型】 ⑤サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 【就労Ａ型】 ⑤サービスの内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 【就労定着、自立生活支援】 ⑤サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額	⑫ ・虐待防止のための必要な措置を定めているか。 1　虐待の防止に関する担当者の選定 2　成年後見制度の利用支援 3　苦情解決体制の整備 4　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 5　虐待防止員会の設置　等
【就労Ａ型】 ⑥サービスの内容（生産活動に係るものに限る）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間	
⑦通常の事業の実施地域	
【就労定着・自立生活援助以外】 ⑧サービス利用に当たっての留意事項	
【就労定着・自立生活援助以外】 ⑨緊急時等における対応方法	
【就労定着・自立生活援助以外】 ⑩非常災害対策	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	⑩非常災害対策 ⑪事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬その他運営に関する重要事項 ※ 事業所が市により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。【共通】 ※ 要支援者の支援終了後の適切な引き継ぎのための体制の構築に関し、要支援者情報の共有に係る責任者の専任や指針の策定についても明記すること。【就労定着】 ※ 従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「〇名以上」などとすることができます。		
2　内容及び手続の説明及び同意	(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況　等 ※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8(準用第6条) 準用(基準解釈通知第3･3(1))
	(2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 ※ 利用契約書等には、次の事項を記載してください。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口	はい・いいえ	
3　秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8(準用第9条) 準用(基準解釈通知第3･3(27))
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	
	(3) 他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることができるものです。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。		
4 契約支給量の報告等	(1) サービス提供に当たり、次の受給者記載事項を利用者の受給者証に記載していますか。 ① 事業者名及び事業所名 ② サービスの内容 ③ 事業者が利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量） ④ 契約日　等 ※ サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を記載してください。 なお、受給者証のコピーを保管してください。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第6条) 準用(基準解釈通知第3･3(2))
	(2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。	はい・いいえ	
	(3) 利用契約をしたときは、受給者記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	はい・いいえ	
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	はい・いいえ	
5 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合 ※ 就労移行支援については、前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、就労移行支援の支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例38 第23条 第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8(準用第7条) 基準解釈通知 第10･3(1) 準用(基準解釈通知第3･3(3)
6 連絡調整に対する協力	サービス利用について、市町村又は相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第7条)
7 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第8条)
8 受給資格の確認	サービスの提供に当たり、受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第9条)
9 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第10条)
	(2) 支給決定に通常要する期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	
10 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第11条)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
11　障害福祉サービス事業者等との連携	(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平24規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14(準用第12条)
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	
12　身分を証する書類の携行 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労定着 自立生活援助	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければなりません。 ※ この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい・いいえ	平24規則26 第116条、第118条の7、第143条の9、第143条の14(準用第13条) 準用(基準解釈通知第3･3(8))
13　サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① サービスの提供日 ② 提供したサービスの具体的な内容 ③ 実績時間数 ④ 利用者負担額等の利用者へ伝達すべき事項 ※ 後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければなりません。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第14条） 第112条 準用(基準解釈通知第3･3(9))
	(2) (1)のサービス提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は５年間保存しなければなりません。（68　記録の整備参照）	はい・いいえ	
14　利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等	(1) 利用者から金銭の支払いを求める場合、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 ※ あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14 （準用第15条）
	(2) 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ていますか。 ※ 次の15(1)(2)及び利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費の支払はこの限りではありません。	はい・いいえ	
15　利用者負担額等の受領	(1) サービスを提供した際には、その利用者から利用者負担額の支払いを受けていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第65条、第113条、第118条の7、第127条、第136条、第140条 （準用第103条） 第143条の9、第143条の14（準用第16条） 基準解釈通知第5･3(1) 準用(基準解釈通知第3･3(11)) 準用(基準解釈通知第8･3(1))
	(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けていますか。	はい・いいえ	
	(3) -1【生活介護】 (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 創作的活動に係る費用 ③ 日用品費 ④ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	はい・いいえ	
	(3) -2【自立訓練(生活訓練)、就労移行、就労継続Ａ型・Ｂ型】 (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払い	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	を利用者から受けることができますか、その受領は適切に行っていますか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの ※ 訓練等給付費等の支給対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな費用の名目による費用の受領は認められません。		
	(3) -3【自立訓練(生活訓練)宿泊型自立訓練】 (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 居室（国・地方公共団体の補助等により建築等されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 日用品費 ⑤ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	はい・いいえ	
	(3) -4【就労定着、自立生活援助】 (1)、(2)の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを提供する場合に、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。	はい・いいえ	
	(4) その他の日常生活費等の額を記載してください。 費目 / 金額 （5行分の空欄） 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 （平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ○ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。 ○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 ○ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。 ○ 「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり (1) 身の回り品として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (3) 利用者の希望によって送迎を提供する場合に係る費用（送迎加算を算定する場合には、燃料費等実費が加算の額を超える場合に限る。） ※ 「その他の日常生活費」の詳細については、上記通知をご確認してください。		
	(5) 上記(3)に掲げる費用のうち、食事の提供に要する費用については、厚生労働大臣が定めるところとなっていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	● 【厚生労働大臣が定めるところ】 (H18.9.29厚生労働省告示第545号) 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」 一 適正な手続きの確保 食事の提供費用、光熱水費及び居室の提供費用に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに、事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 二 食事の提供費用等に係る利用料 イ 食事の提供に要する費用に係る利用料 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。（低所得者等は食材料費に相当する額） ロ 光熱水費に係る利用料 光熱水費に相当する額とすること。 ハ 居室の提供に要する費用に係る利用料 ・ 室料に相当する額を基本とすること。 ・ 施設の建設費用及び近隣の類似施設の家賃の平均的な費用を勘案すること		
	(6) (1)～(3)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	はい・いいえ	
	(7) (3)の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	はい・いいえ	
16 利用者負担額に係る管理	(1) 【自立訓練(生活訓練)宿泊型自立訓練、就労選択、就労移行】 事業者は、利用者（宿泊型自立訓練を受ける者、就労移行支援を受ける者の一部に限る。）が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他のサービス等に係る利用者負担額合計額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第114条、第118条の7、第127条（準用第114条）
	(2) 【自立訓練(生活訓練)宿泊型自立訓練、就労選択、就労移行】 (1)の場合において、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該利用者及び他のサービス提供事業者に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 事業者は、利用者（宿泊型自立訓練を受ける者、就労移行支援を受ける者の一部を除く。）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該事業者が提供するサービス、及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他のサービス等に係る利用者負担額合計額を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第75条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第17条） 第127条（準用第114条第2項）
	(4) (3)の場合において、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該利用者及び他のサービス提供事業者等に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	
17 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその訓練等給付費の額を通知していますか。 ※ 通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、訓練等給付費の支給を受けた日、訓練等給付費の額等を記載してください。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第18条）
	(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に訓練等給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	
18 サービスの取扱方針	(1) サービスに係る個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の適切な支援を行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第43条）
	(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。 ※ 「障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（平成29年3月31日付障発0331第15号。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガ	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	イドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮してください。 ア　本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ　職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ウ　本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。		
	(3) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ 支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含みます。 ※ 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めてください。 また、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めるてください。	はい・いいえ	
	(4) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 評価実施日　　年　　月　　日 ※ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたものです。	はい・いいえ	
19　個別支援計画の作成等 ※就労選択を除く	(1) 管理者は、サービス管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 個別支援計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。 ※ 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づき立案されるものです。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14 （準用第44条） 準用（基準解釈通知第4･3(7)）
	(2) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行っていますか。	はい・いいえ	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。	はい・いいえ	
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 ※ アセスメントの趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得てください。	はい・いいえ	
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	① 利用者及びその家族の生活に関する意向 ② 総合的な支援の方針 ③ 生活全般の質を向上させるための課題 ④ サービスの目標及びその達成時期 ⑤ サービスを提供する上での留意事項　　等 を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。 ※ 事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。		
	(6) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。）を活用してできるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めていますか。	はい・いいえ	
	(7) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	
	(8) サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付していますか。 ※ 交付した個別支援計画は、５年間保存してください。（68　記録の整備参照）	はい・いいえ	
	(9) -1【自立訓練(生活訓練)、就労移行、自立生活援助】 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行うとともに、少なくとも３月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	
	(9) -2【生活介護、就労継続Ａ型・Ｂ型、就労定着】 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	
	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次のとおり行っていますか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	はい・いいえ	
	(11) (2)～(8)の規定は、個別支援計画の変更についても準用していますか。	はい・いいえ	
20　個別支援計画の作成等 【共生型】	本体事業所にサービス管理責任者が配置されていない場合、個別支援計画に相当する計画を作成するように努めていますか。 ※ 障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平成25規則26 第75条の5、第116条の4（準用第44条） 基準解釈通知 第5･4(2)③ 第9･4(2)③
21　サービス管理責任者の責務 ※就労選択を除く	(1) サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行っていますか。 ① 利用申込者の利用に際し、利用中の他の障害福祉サービス事業所等への照会等、心身の状況及び他のサービスの利用状況等を把握すること。 ② -1【生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労移行、就労Ａ型・Ｂ型】 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ② -2【就労定着、自立生活援助】	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第127条、第136条、第140条（準用第45条） 第143条の4 第143条の14(準用第143条の4)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。 ③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。		
	(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。 ※ サービス管理責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められるものです。 なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意してください。 また、サービス管理責任者については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望まれます。	はい・いいえ	基準解釈通知 準用第4･3(8)②
22　相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第46条）
23　喀痰吸引等	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 ※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。	はい・いいえ・該当なし	社福・介福法 第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項 社福・介福規則 第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条 平成23年6月22日老発第0622第１「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6･2･1
	以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、この項の(2)～(11)を飛ばして、次項に進んでください。		
	(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ	
	(3) 認定特定行為従事者は何人いますか。	人	
	(4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 業務開始年月日　　年　　月　　日	はい・いいえ	
	(5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか（登録している行為に○をしてください）。 （たん吸引） □ 口腔内 □ 鼻腔内 □ 気管カニューレ内 □ 胃ろう又は腸ろう □ 経鼻経管栄養	はい・いいえ	
	(6) 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	はい・いいえ	
	(7) 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ	
	(8) 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ	
	(9) 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ	
	(10) たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(11) たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ	
24 介護 生活介護	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第66条
	(2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 ※ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の立場から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。	はい・いいえ	平成24条例38 第21条 基準解釈通知 第5･3(2)
	(3) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 ※ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。	はい・いいえ・該当なし	
	(4) 利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っていますか。	はい・いいえ	
	(5) 常時１人以上の従業者を介護に従事させていますか。 ※ 「常時1人以上の状業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数のサービスの単位を設置し、サービスを提供する場合を含みます。）は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならないものです。	はい・いいえ	
	(6) 利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又を受けさせていませんか。	はい・いいえ	
25 訓練 自立訓練 （生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていますか。	はい・いいえ	平成24条例38 第43条、第48条、第54条、第57条 （準用第37条） 平25規則26 第116条、第127条、第136条、第140条 （準用第104条） 準用（基準解釈通知第8･3(2)）
	(2) 利用者に対し、その能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の特性に応じた必要な訓練を行っていますか。 ※ 利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行ってください。 ※ 利用者が訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければなりません。	はい・いいえ	
	(3) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させていますか。 ※ 適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めてください。 ※ 2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければなりません。	はい・いいえ	
	(4) 利用者の負担により、当該事業所の従業員以外の者による訓練を受けさせていませんか。	はい・いいえ	
26 通勤のための訓練実施 就労移行	利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練をしていますか。 ※ 一般就労移行後には、障害者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければなりません。	はい・いいえ	平25規則26 第122条の2 基準解釈通知第10･3(2)
27 生産活動 生活介護 就労選択 就労移行 就労Ｂ型	(1) 生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めていますか。 ※ 生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めてくだ	はい・いいえ	平25規則26 第67条、第118条の7、第127条、第140 （準用67条） 基準解釈通知 第5･3(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労B型	さい。		準用（基準解釈通知第5･3(3)）
	(2) 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮していますか。 ※ 生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮してください。	はい・いいえ	
	(3) 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていますか。 ※ 実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めてください。	はい・いいえ	
	(4) 生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じていますか。	はい・いいえ	
	(5) どのような生産活動を行っていますか。 （具体的に記載してください。） ※回答欄は必要に応じて広げてください。		
28-1 実施主体 就労選択	(1) 事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者となっていますか。 ※ 就労移行支援事業所等の事業運営が３年に満たない場合であっても、就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計３人以上いる場合には、指定就労選択支援の実施主体としての要件を満たすこととします。	はい・いいえ	平25規則26第118条の4 基準解釈通知第9の2･3(1)
28-2 実施主体 就労A型	(1) 事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者となっていますか。 ※ 就労A型を実施する法人は、同一法人内において専ら社会福祉事業を行っているものでなければなりません。	はい・いいえ	平24条例38第51条 基準解釈通知第11･3(1)
	(2) 事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する子会社以外の者となっていますか。	はい・いいえ	
28-3 実施主体 就労定着	事業者は、過去3年間において平均3人以上の利用者が、新たに通常の事業所に雇用された生活介護等に係る障害福祉サービス事業者、又は障害者就業・生活支援センターとなっていますか。 《下記に過去3年間の該当人数を記入してください。》 ※ 生活介護事業所等の運営が3年に満たない場合であっても、生活介護を通じて通常の事業所に雇用された者が3人以上いる場合には、実施主体の要件を満たします。 ※ 当該指定は次期更新の際まで有効であり、指定後、毎年こうした要件を満たすことが必要となるものではありません。	はい・いいえ	平24条例38第60条の4 基準解釈通知第13･3(2)
29 雇用契約の締結等 就労A型	(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結していますか。 ※ 利用者のうち、雇用契約を締結した者については、労働基準法等労働関連法規の適用を受ける労働者に該当します。	はい・いいえ	平24条例38第52条 基準解釈通知第11･3(2)
	(2) 上記(1)の規定にかかわらず、施行規則第6条の10第2号に規定する者（通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者）に対して、雇用契約を締結せずに	はい・いいえ	

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
就職者数				

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	基づく就労が困難である者に対して、雇用契約を締結せずにサービスを提供することができますが、該当する利用者はいますか。《雇用契約によらない利用者数を記入してください。》 前年度 [] 今年度 [] ※ 雇用契約によらない利用者については労働者に該当することは想定していないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮してください。		
	「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」 （平成18年10月2日障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） ○ A型利用者（雇用無）及びB型利用者 ア 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。 イ 作業量が予約された日に完成されなかった場合も、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないこと。 ○ A型利用者（雇用有及び雇用無）及びB型利用者 ア 同一事業所内で作業する際には、それぞれの作業場所、作業内容が明確に区分され、混在して作業が行われないこと。 イ 勤務表・シフト表は別々に管理すること。 ウ A型利用者（雇用無）及びB型利用者は、労働者災害補償保険法の適用がないことから、任意保険の加入の促進を図るとともに、労働安全衛生法を準用した安全衛生管理を極力行うこと。		
30 就労 就労A型	(1) 就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第131条 基準解釈通知第11･3(3)
	(2) 就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていますか。	はい・いいえ	
	(3) どのような作業を行っていますか。 （具体的に記載してください。） ※回答欄は必要に応じて広げてください。		
	(4) 就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしていますか。 ※ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行うものです。よって、利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反します。 ※ 就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、個別支援計画作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、個別支援計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければなりません。 ※ 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うためには、利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかも重要であることから、利用者の多様な働き方を実現するために必要な就業規則等の整備等を行わなければなりません。 さらに、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図るために、当該事業所の従業者が自らの支援等に必要な知識を身につけ、能力の向上を図るための研修等の受講機会、常に支援等に対して意欲的に臨めるようなキャリアップの機会を提供し、第三者	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の評価を踏まえて、支援環境の整備をしなければなりません。 ※ 一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように個別支援計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければなりません。 ※ 個別支援計画の様式例については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にしてください。		
31 賃金 就労A型	(1) 雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めていますか。 ※ 雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払ってください。 ※ 最低賃金は、労働者に対する賃金の最低額を保障することで、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資するものであることから、原則としてこれを遵守しなければなりません。 ※ 対象労働者について、障害により著しく労働能力が低いことを理由として行われる最低賃金の減額の特例は、あくまで特例的な措置であることに留意してください。 なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照してください。	はい・いいえ	平24条例38 第53条 基準解釈通知 第11･3(4)
	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」 （平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） ○ 最低賃金は、労働者に対する賃金の最低額を保障することで、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資するものであることから、原則としてこれを遵守しなければならない。 ○ 就労継続支援A型事業の対象労働者について、障害により著しく労働能力が低いことを理由として行われる最低賃金の減額の特例は、あくまで特例的な措置であることに留意すること。		
	(2) 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしていますか。 ※ 常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がいる場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければなりません。 ※ 当該指定基準を満たさない場合には、事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討することとなります。	はい・いいえ	
	(3) 賃金の支払いに要する額は、自立支援給付をもって充ててはいませんか。 ※ 災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。	はい・いいえ	
32 工賃の支払 生活介護 就労選択 就労移行 就労A型 就労B型	(1) 生産活動に従事している者（就労継続A型については、雇用契約を締結していない利用者に限る。）に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていますか。 ＜平均工賃額＞　※該当する欄に記入してください。 月額 / 配分基準 ①生活介護　円　有・無	はい・いいえ・該当なし	平24条例38 第22条、第44条の5、第48条（準用第22条） 第53条、第56条、第57条（準用第53条第6項） 基準解釈通知 第5･3(4)　第11･

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	②就労選択支援　円　有・無 ③就労移行支援　円　有・無 ④就労継続支援Ａ型　円　有・無 ⑤就労継続支援Ｂ型　円　有・無		3(4)、第12･3(1) 準用(基準解釈通知第5･3(4))
	(2) 【就労Ａ型・Ｂ型】 事業者は、利用者（Ａ型については雇用契約を締結していない利用者に限る。）の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、工賃の水準を高めるよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 【就労Ａ型・Ｂ型】 事業者は、利用者（Ａ型については雇用契約を締結していない利用者に限る。）それぞれに対し支払われる１月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていませんか。 ※ 1月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、市長の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能です。	はい・いいえ・該当なし	
	(4) 【就労Ａ型・Ｂ型】 工賃の支払いに要する額は、自立支援給付をもって充ててはいませんか。 ※ 災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。	はい・いいえ・該当なし	
	(5) 【就労Ｂ型】 就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、埼玉県及び市に報告していますか。 ■ 以下に記入してください。 令和6年度：目標工賃額　円／前年度における工賃実績　円／利用者への通知　書面交付・事業所内掲示・その他（　） 令和7年度：目標工賃額　円／前年度における工賃実績　円／利用者への通知　書面交付・事業所内掲示・その他（　）	はい・いいえ	
33　実習の実施 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) -1【就労移行】 事業者は、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第123条、第132条、第140条（準用132条） 基準解釈通知第10･3(3) 準用(基準解釈通知第10･3(3))
	(1) -2【就労Ａ型・Ｂ型】 事業者は、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めていますか。	はい・いいえ	
	(2) 実習の内容を記載してください。 ※回答欄は必要に応じて広げてください。		
	(3) 事業者は、上記(1)の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていますか。 ※ 利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員が中心となり、その開拓に努めてください。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 実習時において、就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、以下のとおり行ってください。 ① 当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成すること。 ② 少なくとも１か月ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、個別支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。		
34 施設外支援 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 企業内等で行われる企業実習等への支援（施設外支援）については、厚生労働省の通知に定める要件（下記①ア～エ）をいずれも満たす場合に限り、1年間に180日間を限度として報酬を算定していますか。 ① 施設外支援の要件 次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（4/1～翌年3/31）に180日間を限度として算定する。この場合の「180日間」とは利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。 ア 施設外支援の内容が、運営規程に位置付けられていること。 イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、１か月ごとに計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。 ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。 エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。 ② 障害者トライアル雇用等 利用者がサービスを利用している事業所以外の事業所において、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）等を活用して障害者トライアル雇用又は障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）を実施する場合、下記の要件を満たせば、施設外支援の対象となること。 ア 上記①のア、ウ、エの要件を満たすこと。 イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を３か月ごとに作成（施設外サービス提供時は１か月ごと）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。 ③ 施設外支援の特例について 下記の要件を満たす場合、180日間の期間を超えて提供することが可能。 ア 対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、上記の要件を満たしかつ当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合に限り、当該訓練終了日まで施設外支援の延長が可能であること。 イ トライアル雇用助成金であって、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合であること。 ④ 施設外支援の留意事項 ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。 イ トライアル雇用助成金については、その取扱いについて以下のとおり行う。 a 個別支援計画の作成及び３カ月毎の見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市が必要な内容について判断すること。 b 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。	はい・いいえ・該当なし	就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）における留意事項について（平19.4.2厚生労働省通知）
	(2) 施設外支援の内容を記入してください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<table><tr><th></th><th>内容</th><th>人数（人）</th><th>平均工賃（円）</th></tr><tr><td>就労移行</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>就労A型</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>就労B型</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>※回答欄は必要に応じて広げてください。		
35　施設外就労 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（施設外就労）は、厚生労働省の通知に定める要件（下記①ア～オ）をいずれも満たす場合に限り、報酬を算定していますか。 ① 施設外就労の要件 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。 ア 施設外就労の総数については利用定員を超えないこと。なお、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援Ｂ型を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要。 イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる常勤換算方法による職員を配置すること。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる常勤換算方法による職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。 ウ 施設外就労の提供が、当該事業所の運営規程に位置づけられていること。 エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 オ 緊急時の対応ができること。 ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。 ③ 報酬の適用単価は、主たる事業所の利用定員に基づく単価を適用すること。 ④ その他 ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。 a 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。 b 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払わせる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。 c 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。 イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。 a 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。 b 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。 ウ 利用者と事業所との関係は、施設内での作業の場合と同様であること。	はい・いいえ・該当なし	就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）における留意事項について（平19.4.2厚生労働省通知）

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>めること。

エ 運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設け、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。

オ 実績の報告については、報酬請求に当たり、事業所からの毎月の報告を不要とするが、事業所には施設外就労の実績記録書類を作成・保存し、地方公共団体の判断で利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には、事業所に確認を行う。

カ 施設外就労への随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。
a 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
b 施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整
c 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
d 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
e 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
f その他上記以外に必要な業務</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 施設外就労の内容（平均工賃、人数の状況も含む）を記入してください。

<table><tr><th></th><th>請負先企業名・業務内容</th><th>人数（人）</th><th>平均工賃（円）</th></tr><tr><td>就労移行</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>就労A型</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>就労B型</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
※回答欄は必要に応じて広げてください。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>36 在宅利用者の支援

就労移行
就労Ａ型
就労Ｂ型</td><td>(1) 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した利用者（在宅利用者）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、厚生労働省の通知に定める要件（下記①ア～キ）のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定していますか。

※ 留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、事前の本人の同意やアセスメントを徹底してください。希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要であるので、留意してください。

① 在宅利用者支援の要件
就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。
なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。</td><td>はい・いいえ・該当なし</td><td>就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）における留意事項について（平19.4.2厚生労働省通知）

就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における在宅支援の要件遵守の徹底について（令8.4.13厚生労働省通知）

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL8」（令和7年3月31日付け事務連絡）</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等

※ 留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底してください。また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい」とされていることから、それを推進してください。

ア　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ　在宅利用者の支援にあたり、１日２回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行うこと。

ウ　緊急時の対応ができること。

※ Ｑ＆Ａにおいて「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」などと記載されていることから、緊急時の対応について遵守してください。

エ　在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ　事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を１週間につき１回は行うこと。

※ 留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を １ 週間につき１回は行うこと」とされていることを踏まえ、事業所における適切な評価等の徹底を図ってください。

カ　在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ　オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

②　その他留意点

ア　在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

イ　利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際も①のアからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

※ Ｑ＆Ａにおいて「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進してください。

(2) 在宅支援の内容を記入してください。

内容	人数（人）	平均工賃（円）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※回答欄は必要に応じて広げてください。		
37　求職活動の支援等の実施 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) -1【就労移行】 事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第124条、第133条、第140条（準用133条） 基準解釈通知第10・3(4) 準用(基準解釈通知第10・3(4))
	(1) -2【就労Ａ型・Ｂ型】 事業者は、公共職業安定所の求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めていますか。 ※ 求職活動については、個別支援計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員が必要に応じ支援してください。	はい・いいえ	
	(2) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていますか。	はい・いいえ	
38　職場への定着のための支援等の実施 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型 就労定着	(1) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）】 利用者の職場への定着を促進するため、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第67条の2、第116条（準用第67条の2）、第125条、第134条、第140条（準用134条） 基準解釈通知第5・3(4)の2 準用（基準解釈通知第5・3(4)の2）
	(1) -2【就労移行】 利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続していますか。 ※ 「6月」とあるのは、通常の就労移行支援を利用し、企業等に新たに雇用された後も、通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして引き続き就労移行支援を利用する障害者（一時利用対象者）に対しては、「企業等に新たに雇用された日（就職日）」ではなく、一時的な就労移行支援の利用が終了した日（サービス終了日）から少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、サービス終了日以降に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行ってください。	はい・いいえ	
	(1) -3【就労Ａ型・Ｂ型】 利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めていますか。 ※ 利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行ってください。 ※ 就職後6月間経過後は、施設と一体的に就労定着支援事業を実施している場合は、当該就労定着支援事業所による職場への定着のための支援を実施してください。 また、施設において就労定着支援事業を実施していない場合は、当該指定生活介護事業所以外で実施する就労定着支援事業所又は障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、当該就労支援機関と必要な調整を行ってください。 なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めてください。	はい・いいえ	
	(1) -4【就労定着】 利用者の職場への定着及び就労継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当	はい・いいえ	平25規則26 第143条の5 基準解釈通知第13・3(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	調整及び連携を行うとともに、利用者その家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供していますか。 ※ 支援について方向性の確認や役割分担を行うために、利用者を中心として、他の支援機関等を招いたケース会議を行うことが望ましいです。 ※ 就労定着支援の支給決定期間は最大3年間となりますが、事業所の判断により、終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではありません。ただし、支援を終了する場合は、障害者就業・生活支援センター等に引き継ぐ際、当該利用者等の状況や支援継続の必要性等を丁寧に説明、情報共有を図るなど適切に引き継いでください。 また、支援終了の少なくとも3月以上前には、本人や事業主の状況等に応じて引き継ぎ先の支援機関に利用者の支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達してください。さらに、支援終了後においても事業主や支援機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、支援機関と協力して支援を行うよう努める必要があります。		
	(2) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）】 事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めていますか。 ※ 当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定生活介護事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生活介護事業者は就職後6月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月経過後）に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めてください。当該事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めてください。なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めてください。	はい・いいえ	平25規則26 第67条の2、第116条 （準用第67条の2） 基準解釈通知第5･3(4)の2
	(2) -2【就労移行】 事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、上記(1)-2の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第125条
	(2) -3【就労Ａ型・Ｂ型】 事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、上記(1)-3の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第134条、第140条 （準用第134条）
	(2) -4【就労定着】 事業者は、利用者に対して上記(1)-4の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法行うとともに、1月1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めていますか。 ※ 利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけではなく、本人自ら課題解決のスキルを身に習得できるようにすることを目的	はい・いいえ	平25規則26 第143条の5 基準解釈通知第13の3(3)②③

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	らか課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが重要です。 ※ 利用者の職場での状況を把握するため、月1回以上の当該利用者の職場に訪問することを努力義務としています。障害非開示での就職のような、特段の合理的理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問による当該利用者の職場の状況の把握を可能な限り行うことが求められます。 ※ サービスを行った日の属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できません。 ※ 仮に、支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合には、当該支援の必要性について十分に精査し、対象となる利用者（要支援者）と調整した上で、要支援者の雇用先企業のほか、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援や生活面の支援等を行う関係機関に対し、支援終了後の継続的な支援を依頼するとともに、適切な引継を行ってください。特に関係機関等に対しては、支援終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐといったことがないようにするとともに、引継ぎ先の業務に支障がないよう、支援終了の少なくとも３月以上前には、関係機関等に対して当該要支援者等の状況や具体的な課題等支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達してください。		
39 サービス利用中に離職する者への支援 就労定着	サービスの提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第143条の6
40 就職状況の報告 就労移行	毎年、前年度における就職した利用者の数、就職後６月以上職場へ定着している者の数を、市に報告していますか。 ＜該当の人数を記入してください。＞ 前々年度 / 前年度 / 本年度 ①就職者数 ②就職後、6月以上職場に定着した者の数	はい・いいえ	平25規則26 第126条
41 就労選択支援に関する情報提供 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行っていますか。 ※ 就労移行支援を一定期間利用し、本人の意向や能力に変化が見られる場合等に、第三者によるアセスメントや就労選択支援に関する情報提供を受けることが利用者にとって効果的な場合も想定されることから、就労移行支援事業所においては、利用者に対して、就労選択支援に関して、定期的に情報提供を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第126条の2、第136条、第143条（準用第126条の2） 基準解釈通知 第10の3(7)、第11の3(11)、第12の3(2)（準用第10の
42 利用者及び従業者以外の者の雇用 就労Ａ型	利用者及び従業者以外の者を就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に定める数を超えて雇用していませんか。 ① 利用定員が10人以上20人以下：利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下：10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員31人以上：12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第135条
43 評価の公表 就労Ａ型	就労継続支援Ａ型事業者は事業所ごとに運営状況を評価し、おおむね１年に１回以上、利用者の労働時間その他の当該事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める事項及び評価方法】 （令和３年厚生労働省告示第88号）	はい・いいえ	平25規則26 第135条の3 基準解釈通知 第11･3(10)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	■ 厚生労働大臣が定める事項 労働時間、生産活動、多様な働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動 ■ 厚生労働大臣が定める評価方法 厚生労働大臣が定める事項ごとに評価基準に応じてそのスコアを合計したもの ≪記入してください。≫ 評価実施日　　年　　月　　日 公表方法		
44 地域生活への移行のための支援 自立訓練（生活訓練）	(1) 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう指定就労移行支援事業所その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第116条（準用第105条）
	(2) 事業所は、利用者が地域において安心した日常生活及び又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っていますか。 ※ 利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも6月以上の間は、利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければなりません。	はい・いいえ	基準解釈通知第8・3(3)
45 定期的な訪問等による支援 自立生活援助	事業者は、利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っていますか。 ※ 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切かつ効果的な支援が行えるよう、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の状況等の的確な把握に努めなければなりません。 また、指定自立生活援助は、一定の期間の中で、利用者が自立した地域生活を継続していけるよう目標を設定して集中的に支援するものであることから、自立生活援助計画に基づき、定期的に当該利用者の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な支援を行わなければなりません。 ※ 指定自立生活援助事業者は、定期的な居宅への訪問により把握した利用者の状況等をもとに、当該利用者に必要な相談等の支援及び環境調整を行うべき旨を規定したものです。具体的には、利用者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な情報の提供や助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関、地域住民等との連絡調整を行うものとします。 なお、利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（ 訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等） を具体的に記録するものとします。	はい・いいえ	平25規則26第143条の12 基準解釈通知第14・3(2)
46 随時の通報による支援等 自立生活援助	(1) 利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第143条の13
	(2) 事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じていますか。 ※ 利用者からの相談又は要請があった場合には、速やかに電話による対応又は利用者の居宅への訪問等により状況把握を行った上で、当該利用者に必要な情報の提供や助言、相談、当該利用者の家族や当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整を行うなどの必要な措置を適切に講じてください。 なお、利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等） を具体的に記録してください。	はい・いいえ	基準解釈通知第14・3(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3) 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保していますか。 ※ 利用者の状況に応じて、自立生活援助事業所は、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければなりません。	はい・いいえ	
47 食事 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労A型 就労B型	(1) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ＜食事提供の実施状況を記入してください。＞ 調理方法：□直接実施 □外部委託（・業者名 ・所在地） 栄養士の配置状況：□配置している □配置していない ※ 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えありませんが、事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第68条 第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第68条） 基準解釈通知第5・3(5)
	食事の提供を行っていない場合は、この項の（2）～（4）を飛ばして、48に進んでください。		
	(2) 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うための、必要な栄養管理を行っていますか。 ※ 食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行ってください。 ① 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。 ② 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③ 適切な衛生管理がなされていること。	はい・いいえ	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われていますか。	はい・いいえ	
	(4) 栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めていますか。	はい・いいえ	
48 緊急時の対応 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労A型 就労B型	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第22条）
49 健康管理 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労A型 就労B型	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。 ※ 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状況に応じて健康保持のための適切な措置を講じてください。	はい・いいえ	平25規則26 第69条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第69条） 基準解釈通知第5・3(6)
50 利用者に関する	(1) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就	はい・いいえ・	平25規則26

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td>市町村への通知</td><td>労A型・B型】

サービスを受けている利用者が次の各号に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。

① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたとき。</td><td>該当なし</td><td>第70条
第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第70条）</td></tr>
<tr><td></td><td>(1) -2【就労定着、自立生活援助】
サービスを受けている利用者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</td><td>はい・いいえ・該当なし</td><td>平25規則26
第143条の9、第143条の14（準用第23条）</td></tr>
<tr><td>51　管理者の責務</td><td>(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。</td><td>はい・いいえ</td><td rowspan="2">平25規則26
第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、第143条の14（準用第52条）</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 管理者は、事業所の従業者にこの運営に関する規定（条例・省令における運営に関する基準）を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。</td><td>はい・いいえ</td></tr>
<tr><td>52　勤務体制の確保等</td><td>(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。

※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係を明確にしてください。</td><td>はい・いいえ</td><td rowspan="5">平25規則26
第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第54条）
第143条の9、第143条の14（準用第27条）

準用(基準解釈通知第4･3(17))
準用(基準解釈通知第3･3(22))</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労A型・B型】
事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。

※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものです。</td><td>はい・いいえ</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) -2【就労定着、自立生活援助】
事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。

※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。</td><td>はい・いいえ</td></tr>
<tr><td></td><td>(3) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。
＜研修（主な会議を含む）の回数・内容を記入してください。＞
<table><tr><th></th><th colspan="2">回数</th><th>研修等の主な内容</th></tr><tr><td>前年度</td><td></td><td>回</td><td></td></tr><tr><td>今年度</td><td></td><td>回</td><td></td></tr></table>
※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</td><td>はい・いいえ</td></tr>
<tr><td></td><td>(4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。

※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられています。
事業者が講ずべき措置の具体的内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</td><td>はい・いいえ</td><td></td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ア 事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意すべき内容は以下のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 イ 事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下の①から③が規定されています。 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）		
53 定員の遵守 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型 ※共生型は次項目	(1) 利用定員を超えてサービスの提供を行ってはいませんか。 ※ 災害その他のやむを得ない事情の場合は、この限りではありません。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条 （準用第55条） 基準解釈通知 第5･3(12)③ 準用（基準解釈通知第5･3(12)③）
	(2) やむを得ない事情により、利用定員を超えてサービスの提供を行っている場合は、次のとおりとなっていますか。 ① １日当たりの利用者の数 ・定員50人以下：定員×150/100 以下 ・定員51人以上：定員＋(定員－50)×125/100＋75 以下 ② 過去３月間の利用者数 ・定員12人以上：定員×開所日数×125/100 以下 ・定員11人以下：（定員＋３）×開所日数 以下 ※ ①②の基準を超えた利用は報酬減算（30%減算）の対象となります。 → 「報酬関係・その他」－「第４－２」－「報酬関係・その他－８各サービス費共通事項－定員超過利用減算」を参照	はい・いいえ・該当なし	
54 定員の遵守 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 【共生型】	共生型障害福祉サービスの利用定員は、本体事業所において同時サービス提供を受けることができる利用者の数の上限としていますか ※ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えありません。 （例）定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が５人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26 第75条の5、第116条の4(準用第55条) 基準解釈通知 第5･4(2)④ 第9･4(2)④
55 非常災害対策 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型	(1) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備（※①）を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（※②）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制（※③）を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 ① 消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ② 非常災害に関する具体的計画	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条 （準用第56条） 準用（基準解釈通知第4･3(19)）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労Ｂ型	消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ③ 関係機関への通報及び連絡体制 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る。 ＜非常災害に関する具体的計画の周知方法を記入してください。＞		第4･3(19))
	(2) 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届け出ていますか。 また、防火管理者は消防計画を作成し、消防署に届出をしていますか。 防火管理者の届出　　年　月　日 防火管理者（職名・氏名） 消防計画の届出　　年　月　日	はい・いいえ・該当なし	消防法第8条 消防法施行令第1条の2、第3条
	(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。	はい・いいえ	川越市地域防災計画(震災対策編)第2章第3節第4の3
	(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	準用(基準解釈通知第4･3(19)④)
	(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ	準用(基準解釈通知第4･3(19)④⑤)
	(6) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 〈直近２回の訓練実施日〉 実施日　　年　月　日 実施日　　年　月　日 自衛消防訓練通知書提出日 ※防火管理者を置いている場合 　　年　月　日 　　年　月　日	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第56条）
	※ ★に掲げる防火対象物の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければなりません。 ★ 消防法令別表に掲げる防火対象物（抜粋） ・ 障害児入所施設　・障害者支援施設 ・ 児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設 ・ 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設		消防法施行規則第3条第10項
	(7) (6)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。	はい・いいえ	
	(8) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防炎性能を有する物品となっていますか。	はい・いいえ	消防法第8条の3第1項
	(9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（６月ごと年２回、総合点検１年に１回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。 〈直近２回の実施日〉 点検年月日　①　年　月　日 ②　年　月　日	はい・いいえ	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	直近の届出年月日　　年　　月　　日		
	(10) 障害者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。	はい・いいえ	
56　業務継続計画の策定等	(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を定めていますか。 ※ 業務継続計画の策定、(2)の研修及び訓練の実施については、指定居宅介護事業者に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 ア　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設及び地域との連携	はい・いいえ	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8（準用第8条の2） 準用（基準解釈通知第3･3(23)）
	(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 〈直近の研修及び訓練実施日〉 研修実施日：　年　月　日／　年　月　日 訓練実施日：　年　月　日／　年　月　日 ※ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。 また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。 訓練の実施は、実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 ※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えありません。	はい・いいえ	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 ※ 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合は、未策定減算の対象となります。	はい・いいえ	
57-1 衛生管理等 生活介護 自立訓練 （生活訓練）	(1) 利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 ※ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。	はい・いいえ	平25規則26 第72条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第72条）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
～生活訓練～ 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。		準用（基準解釈通知第4･3(20)）
	(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 〈感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の概要〉 名称 \| 開催頻度 \| 開催頻度 \| 前年度開催回数 \| 構成メンバー \| ※ 委員会は幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成してください。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。 ※ 感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。 ※ 利用者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 ※ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、サービス事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じてください。	はい・いいえ	平24条例38 第22条の2、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条（準用第22条の2） 準用（基準解釈通知第4･3(20)）
	(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 ※ 指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。 ※ 発生時における事業所内の連絡体制や前期の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 ※ それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。	はい・いいえ	平24条例38 第22条の2 第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条（準用第22条の2） 準用（基準解釈通知第4･3(20)） 準用（基準解釈通知第3･3(24)）
	(4) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。 〈直近の研修及び訓練実施日〉 研修実施日 \| 訓練実施日	はい・いいえ	平24条例38 第22条の2、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条（準用第22条の2）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<table><tr><td></td><td>年</td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr><tr><td></td><td>年</td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr></table> ※ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該サービス事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 ※ 研修の実施内容についても記録することが必要です。 ※ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 ※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		準用（基準解釈通知第4･3(20)）
57-2 衛生管理等 就労定着 自立生活援助	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第143条の9、第143条の14（準用第28条）
	(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ※ 事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第3･3(24)）
	(3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 〈感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の概要〉 <table><tr><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">開催頻度</td><td>開催頻度</td><td></td></tr><tr><td>前年度開催回数</td><td></td></tr><tr><td>構成メンバー</td><td colspan="2"></td></tr></table> ※ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。 ※ 利用者の状況など施設の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、サービス事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	はい・いいえ	平24条例38 第60条の5、第60条の8（準用第8条の3） 準用（基準解釈通知第3･3(24)）

<table>
<tr><th>自主点検項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>(4) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。

※ 指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。
平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定れます。

※ 発生時における事業所内の連絡体制や前期の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。
※ それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。</td><td>はい・いいえ</td><td>平24条例38
第60条の5、第60条の8（準用第8条の3）

準用（基準解釈通知第3･3(24)）</td></tr>
<tr><td></td><td>(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。

〈直近の研修及び訓練実施日〉
<table><tr><th colspan="4">研修実施日</th><th colspan="4">訓練実施日</th></tr><tr><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr><tr><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr></table>
※ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該サービス事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。

※ 研修の実施内容についても記録することが必要です。
※ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。
※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。

訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</td><td>はい・いいえ</td><td>平24条例38
第60条の5、第60条の8（準用第8条の3）

準用（基準解釈通知第3･3(24)）</td></tr>
<tr><td>58　協力医療機関等

生活介護
自立訓練
（生活訓練）
就労選択
就労移行
就労Ａ型
就労Ｂ型</td><td>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。

〈協力医療機関〉
<table><tr><td>①名称</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>②協定書の有無</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr><tr><td rowspan="3">③協定年月日</td><td colspan="4">年　月　日
～
年　月　日</td></tr><tr><td colspan="2">自動更新規定</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr><tr><td>④診療科目</td><td colspan="4"></td></tr></table>
※ 事業所から近距離にあることが望ましいです。</td><td>はい・いいえ</td><td>平25規則26
第73条
第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第73条）

基準解釈通知第5･3(10)
準用（基準解釈通知第5･3(10)</td></tr>
</table>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
59　掲示	(1) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労A型・B型】 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第74条 第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第74条）
	(1) -2【就労定着、自立生活援助】 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことです。 ※ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。	はい・いいえ	平25規則26 第143条の9、143条の14（準用第29条） 基準解釈通知第5・3(11) 準用（基準解釈通知第3・3(25)）
60　情報の提供等	(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、143条の14（準用第30条）
	(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	はい・いいえ	
61　利益供与等の禁止	(1) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、143条の14（準用第31条） 準用（基準解釈通知第3・3(28)③） 基準解釈通知第10・3(8)
	(2) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 ※ 障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものです。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を指定居宅介護事業者は行ってはなりません。また、当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」（、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」）なども当該規定に違反するものです。 ※ なお、当該規定の「紹介」とは、指定障害福祉サービス事業者と利用者又はその家族を引き合わせることであり、 ・ 指定障害福祉サービス事業者に利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会を与えること、 ・ 利用者等に指定障害福祉サービス事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、指定障害福祉サービス事業者と引き合わせること 等も含まれるものです。 また、利益供与等は、契約書上の名目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものです。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	例えば、指定障害福祉サービス事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定障害福祉サービス事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考えられますが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場合においては、当該規定に違反すると考えられます。		
62　苦情解決	サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 〈苦情受付体制を記載してください。〉 ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ①　苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ②　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置　の概要について明らかにする。 ③　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 ※「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 （平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知） ①　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 a　苦情解決責任者　　施設長、理事長、管理者等 b　苦情受付担当者　　職員のうち適当な者 ②　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、143条の14（準用第32条） 準用（基準解釈通知第3･3(29)）
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。（68 記録の整備参照）	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(4) 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(5) 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市長又はその他の市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は	はい・いいえ・該当なし	

	職名	氏名
苦情受付担当者		
苦情解決責任者		
第三者委員		
第三者委員		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	その家族からの苦情に関して市長又はその他の市町村長が行う調査に協力するとともに、市長又はその他の市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		
	(6) 市長、その他の市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を市長、その他の市町村又は市町村長に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	はい・いいえ・該当なし	
63 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※ 事業所に自動体外式除細器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8（準用第10条） 準用（基準解釈通知第3･3(30)）
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 〈作成しているものに○をしてください。〉 □ 事故報告書 □ ヒヤリ・ハット事例 □ 事故対応（危機管理）マニュアル	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	
	(4) 上記(3)のための損害賠償保険に加入していますか。 〈保険の概要を記入してください。〉 賠償保険名： 主な補償内容： 加入期間：	はい・いいえ	
	(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ※ 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。	はい・いいえ・該当なし	
64 身体的拘束等の禁止 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」）を行っていませんか。 ※ 身体的拘束等の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。 ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	はい・いいえ	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条（準用第8条の4） 準用（基準解釈通知第3･3(26)）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(2) やむを得ず行う身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ● 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」【R6.7 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室】 (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件 ① 切迫性　② 非代替性　③ 一時性 (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ①組織による決定と個別支援計画への記載 ②本人・家族への十分な説明 ③行政への相談、報告 ④必要な事項の記録 ⑤身体拘束廃止未実施減算 ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束適正化検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 （委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。） 〈身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の概要等について記載してください。〉 名称 \| 開催頻度 \| 開催頻度 \| 前年度開催回数 \| 構成メンバー \| ※ 事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられます。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。 ※ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えありません。 ※ 指定事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 ※ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ　廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。		
	(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 ※ 指針には、次のような項目を盛り込んでください。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	はい・いいえ	
	(5) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 〈直近の研修実施日〉 定期研修　年　月　日 　　年　月　日 新規採用時　年　月　日 ※ 身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 ※ 研修の実施内容について記録することが必要です。 ※ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。 ※ 上記(2)から(5)の取組を実施していない場合は、未実施減算の対象となります。	はい・いいえ	
65　虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 （委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。） 〈虐待の防止のための対策を検討する委員会の概要等について記載してください。〉 名称 開催頻度　開催頻度 　　前年度開催回数 構成メンバー ※ 虐待防止委員会の役割は、以下の３つがあります。 ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）	はい・いいえ	平24条例38 第23条、第43条、第44条の5、第48条、第54条、第57条、第60条の5、第60条の8 （準用第10条の2） 準用（基準解釈通知第3･3(31)）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ※ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。 ※ 指定事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 ※ 虐待防止委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針		
	(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 〈直近の研修実施日〉 定期研修 ＿＿年＿＿月＿＿日 定期研修 ＿＿年＿＿月＿＿日 新規採用時 ＿＿年＿＿月＿＿日 ※ 虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとし	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ます。 ※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。 ※ 研修の実施内容について記録することが必要です。研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。		
	(3) (1)と(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 担当者(役職･氏名) ※ 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置してください。 ※ 当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。 ※ 上記(1)から(3)の取組を実施していない場合は、未実施減算の対象となります。	はい・いいえ	
66 地域との連携等 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。 ※ 地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第59条）
67 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第116条、第118条の7、第127条、第136条、第140条、第143条の9、143条の14（準用第33条）
68 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条、第118条の7、第127条、第136条、第140条（準用第60条） 第115条、第143条の8 143条の14（準用第143条の8）
	(2) -1【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労Ａ型・Ｂ型】 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 個別支援計画 ② サービス提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 身体的拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい・いいえ	
	(2) -2【就労定着、自立生活援助】 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 個別支援計画 ② サービス提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい・いいえ	
69 電磁的記録等	(1) 事業所及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他	はい・いいえ	平25規則26 第168条 基準解釈通知 第17･2

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	て、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。 ※ 電磁的記録について 書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 ① 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第57条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		
	(2) 事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。 ※ 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該施設等は、当該文書を交付したものとみなします。 a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるもの (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	法） b　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第9条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 イ　アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ウ　アaの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 エ　事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 a　アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの b　ファイルへの記録の方式 オ　エの規定による承諾を得た施設等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでありません。 ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ③　電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 ④　その他、基準第224条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。		
70　関係施設からの技術的支援 【共生型】	本体事業が利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害福祉サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	はい・いいえ	平25規則26 第75条の2、第75条の3、第75条の4、第116条の2
71　その他の留意事項 【共生型】	同じ場所において、サービスを時間によって利用者を分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービスを提供していますか。 ※ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。	はい・いいえ	基準解釈通知 第5･4(4) 第9･4(4)
72　評価及び整理の実施 就労選択	(1) 事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下「アセスメント」という。)を行うものとしていますか。 ※ 就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環	はい・いいえ	平25規則26 第118条の5 基準解釈通知 第9の2･3(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等（以下「アセスメント」という。）に関するアセスメントを行ってください。アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とします。 一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合など、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援を実施しても差し支えありません。		
	(2) 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができるものとしていますか。この場合において、事業者は、(3)の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができます。 ※ 障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができます。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行ってください。また、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業センターや職業能力開発校等を想定しています。 なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセスメントは、原則１年以内に実施されたものとします。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから１年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とします。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとしていますか。 ※ 就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経るよう留意してください。	はい・いいえ	
	(4) 事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供していますか。 ※ 指定特定相談支援事業者所については今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から特に密接な連携が求められます。指定就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行ってください。	はい・いいえ	
73 関係機関との連絡調整等の実施 就労選択	(1) 事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第118条の6 基準解釈通知第9の2･3(3)
	(2) 事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めていますか。 ※ 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で１日単位の支援内容を記録するものとします。利用者ごとに、「72 評価及び整理の実施」及び「73 関係機関との連絡調整等の実施（1）」に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サー	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ビスを適切に提供しておらず、当該利用者に対して行った就労選択支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意してください。ただし、利用者都合により支援が途中で中断した場合にはこの限りではありません。		
第３　その他			
1　変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労Ｂ型、就労定着、自立生活援助】 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） 【就労Ａ型】 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） ④ 【就労定着】 指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地 【自立生活援助】 指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地 ⑤ 【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労Ａ型、就労Ｂ型】 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 【就労定着、自立生活援助】 事業所の平面図 【就労選択を除く】 ⑥ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 【就労選択】 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 【生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労選択、就労移行、就労Ａ型、就労Ｂ型】 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑨ 【就労選択、就労移行】 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出てください。	はい・いいえ・該当なし	法第46条第1項 法施行規則第34条の23
2　業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、次の関係行政機関に届け出ていますか。 ① 指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者 →厚生労働大臣 ② 全ての指定事業所が川越市に所在する事業者 →川越市長 ③ ①及び②以外の事業者 →埼玉県知事 〈直近の届出について、記載してください。〉	はい・いいえ	法第51条の2第1項、第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	・届出先： ・届出日：　　年　　月　　日		

〈事業所等の数によって届出の内容が異なります〉

事業所等の数	20未満	20～99	100以上
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行状況の監査方法
届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名
		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要
			業務執行状況の監査方法

(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 〈周知方法について、記載してください〉	はい・いいえ
(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組に〇をしてください □介護給付費の請求等のチェックを実施 □内部通報、事故報告に対応している □業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している □法令遵守規程を整備している □その他 （　　）	はい・いいえ
(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 〈評価・改善活動について、記載してください〉	はい・いいえ

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第４－1　訓練等給付費の算定及び取扱い			
基本的項目	(1) サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	はい・いいえ	平18厚労告523 第1号
	(2) (1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	はい・いいえ	平18厚労告523 第2号
	(3) 介護給付費等について、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定していませんか。 ※ 就労移行、就労Ａ型又はＢ型（日中活動サービス）を受けている時間帯に居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できません。 ※ 日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、当該サービスの報酬を算定した場合（宿泊型自立訓練を除く。）、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。	はい・いいえ	報酬留意事項通知 第2･1(2) 報酬留意事項通知 第2･2(6)②
第４－２　サービス費の算定			
1　生活介護 サービス費	(1) 生活介護サービス費については、利用定員、所要時間及び障害支援区分に応じて所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第6･1注1
	(2) サービス提供を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ現に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の指定生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定していますか。 ※ 所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含みません。 ※ 個別支援計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものですが、令和６年４月から個別支援計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとします。 ※ 個別支援計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを検討してください。 ※ 所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意してください。 ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない。 イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１時間を個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。 ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重度心身障害者、行動関連項目の合計点数が１０点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。 エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、個別支援計画に	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第6･1注1の2 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(一)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	手への移乗、戸締り等に 要する時間は、個別支援計画に位置付けた上で、１日１時間内を限度として、個別支援計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。 オ 実際の所要時間が居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。		
	(3) 重症心身障害者につき、指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業と併せてサービス提供を行った場合に限り、１日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても、報酬告示第６の１のイの⑴又は⑵の区分で報酬を算定してください。	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第6･1注1の3 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(二)
	(4) 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護に係るサービス等については、報酬告示第６の１イの(1)から(10)までの⑦は算定していませんか。 ※ 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、８時間以上９時間未満の所要時間の基本報酬は算定できません。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができます。	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第6･1注1の4 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(三)
	(5) 【共生型の場合のみ】 サービスを提供する事業所の種類に応じて所定単位数を算定していますか。 ① 共生型生活介護サービス費（Ⅰ） ② 共生型生活介護サービス費（Ⅱ） ※ 共生型生活介護サービス費の要件 ① 共生型生活介護サービス費（Ⅰ） 指定児童発達支援事業所等、指定通所介護事業所等において共生型生活介護を行った場合 ② 共生型生活介護サービス費（Ⅱ） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において共生型生活介護を行った場合	はい・いいえ はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	
	(6) 【短時間利用減算】（共生型） 前3月における事業所の利用者のうち、当該事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該事業所の利用した日数で除して得た時間）が5時間未満の利用者の割合が100分の50以上である場合に、100分の70を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。 ※ 「利用時間」には送迎のみを実施する時間は含まれません。 ※ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除きます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注4(3) 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(六)
	(7) 【開所時間減算】（共生型） 運営規程に定める営業時間が、6時間未満の場合には、以下のとおり算定していますか。 ① 営業時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数 ② 営業時間が4時間未満の場合、所定単位数に100分の50を乗じて得た単位数 ※ 「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれません。 ※ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、6時間以上の開所で、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は減算対象となりません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注5 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(五)
	(8) 【大規模事業所の基本報酬】 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の事業所において、生活介護を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注6

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(9) 【医師未配置減算】 医師が配置されてない場合は1日につき所定単位数を減算していますか(共生型を除きます)。 ※ 看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができますが、その場合にあっては所定単位数を減算することになります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注7
	(10) 【サービス管理責任者配置等加算】（共生型） 次の①及び②のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算していますか。 ① サービス管理責任者(指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定するサービス管理責任者をいう。)を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ※ 地域に貢献する活動は、 「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、 「認知症カフェ・食堂等の設置」、 「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、 「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、 「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、 「地域住民への健康相談教室・研修会」 など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注12 報酬留意事項通知 第2･2(6)②(十)
2 生活訓練サービス費	(1) 生活訓練サービス費については、次の区分により、所定単位数を算定していますか。 ① 生活訓練サービス費（Ⅰ）…通所により行った場合 生活訓練事業所において利用者を通所させ、又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、サービスを提供した場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定します。 ② 生活訓練サービス費（Ⅱ）…居宅を訪問して行った場合 ア 生活訓練事業所に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、利用者（通所による自立訓練を利用していない利用者を含む。）の居宅を訪問してサービスを行った場合に生活訓練計画等に位置づけられた内容の標準的な時間で算定します。 ※ 日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して生活訓練を提供した場合に算定できます。サービスの内容は次のとおりです。 (ｱ) 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助 (ｲ) 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助 (ｳ) 地域生活のルール、マナーに関する相談援助 (ｴ) 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助 (ｵ) その他必要な支援 ※ 居宅には共同生活住居は含まれません。ただし、交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助のうち、共同生活住居外で実施する訓練については、この限りではありません。 イ 視覚障害者に対する専門訓練の場合は、歩行訓練士（以下のアからウまでに規定する研修等を修了した者をいう。）が、当該利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た事業所等において、当該事業者が当該利用者の居宅を訪問して自立訓	はい・いいえ はいの場合 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	平18厚労告523 別表第11･１注 報酬留意事項通知 第2･3(2)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	練（生活訓練）等を行った場合に、所定単位数を算定します。 (ｱ) 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科 (ｲ) 国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修 (ｳ) その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 ③ 生活訓練サービス費（Ⅲ）…宿泊型自立訓練を行った場合 標準利用期間が2年とされる利用者に対し、宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ1日につき所定単位数を算定します。 ④ 生活訓練サービス費（Ⅳ）…宿泊型自立訓練を行った場合 標準利用期間が3年とされる利用者に対し、宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ1日につき所定単位数を算定します。 ※ ③④については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練（生活訓練）において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定します。 生活訓練サービス費（Ⅳ）については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など２年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとします。 なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費（Ⅲ）又は生活訓練サービス費（Ⅳ）と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できます。		
	(2) 【サービス管理責任者配置等加算】（共生型） 次の①及び②のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算していますか。 ① サービス管理責任者(指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定するサービス管理責任者をいう。)を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ※ 地域に貢献する活動は、 「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、 「認知症カフェ・食堂等の設置」、 「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、 「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、 「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、 「地域住民への健康相談教室・研修会」 など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11・１注6の7 報酬留意事項通知 第2･3(2)①(六)
3 就労選択支援サービス費	(1) 指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等を利用する意向を有する者又は現に指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等を利用している者に対して、指定就労選択支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとします。ただし、近隣に	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第11の2･1注1 報酬留意事項通知 第2･3(2)の2①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認めます。 ※ 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で１日単位の支援内容を記録するものとしてください。 ※ 指定基準第173条の7及び第173条の8第1項（自主点検票 運営基準第2-4 72,73(1)）に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できません。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではないものとし、実施できたところまで基本報酬を算定して差し支えありません。 ※ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とします。（利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象としますが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としません。）		
	(2) 【特定事業所集中減算】 厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合は、特定事業所集中減算として、200単位を所定単位数から減算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚労告第543号・31） 正当な理由なく、指定就労選択支援事業所が前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型(以下この号において「就労系障害福祉サービス」という。)を受ける場合であって、当該利用者に対して就労系障害福祉サービスを提供する指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援Ａ型事業者又は指定就労継続支援Ｂ型事業者若しくは基準該当指定就労継続支援Ｂ型事業者(以下この号において「就労系障害福祉サービス事業者」という。)の数ごとに、同一の就労系障害福祉サービス事業者が占める割合が100分の80を超える場合 ※ 特定事業所集中減算の取扱いについて ㈠ 判定期間と減算適用期間 就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用します。 ① 判定期間が前期（1月1日から6月末日）の場合は、減算適用期間を 10月1日から3月31日までとする。 ② 判定期間が後期（7月1日から12月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。 ㈡ 判定方法 事業所ごとに、当該事業所において判定期間に就労選択支援の利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型及び基準該当就労継続支援Ｂ型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。 (具体的な計算式) 事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算 当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数÷当該サービスにつながった利用者数 ㈢ 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果 80%を超えた場合については当該書類を市に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11の2･1注7 報酬留意事項通知 第2･3(2)の2②

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	事業所において、その下両係者とはなりません。 ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数 イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数 ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 エ ㈡の算定方法で計算した割合 オ ㈡の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。（そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくとも就労選択支援の利用終了から１年間は定期的に移行先の把握を続けること。） ㈣ 正当な理由の範囲 ㈢で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市に提出してください。なお、市が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市において適正に判断します。 ア 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 （例）就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援Ａ型事業所として10事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援Ａ型について80%を超えた場合には減算が適用される。 （例）就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援Ａ型事業所として4事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援Ａ型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。 イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合 ウ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が５件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合 （例）判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均5件、就労継続支援Ａ型が位置付けられた計画件数が平均10件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援Ａ型について80%を超えた場合には減算が適用される。 エ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 （例）就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。 オ その他正当な理由と市が認めた場合		
4 就労移行支援サービス費	(1) 就労移行支援サービス費については、次の区分により、1日につき所定単位数を算定していますか。 ① 就労移行支援サービス費（Ⅰ）：一般の事業所が行った場合 ② 就労移行支援サービス費（Ⅱ）：あん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所が行った場合 ※ 利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職(施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。)した日の前日（通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に	はい・いいえ はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第12･1注 報酬留意事項通知 第2･3(3)①

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日）まで算定が可能です。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照してください。 ※ 通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照してください。 ※ 利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問いません。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員（利用定員が年度途中で変更になった場合は、当該年度の各月の利用定員の合計数を当該各月の数で除した数）の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定します。 ※ なお、「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者です。例えば、令和6年10月1日に就職した者は、令和7年3月31日に6月に達した者となります。また、就労移行支援を経て企業等に就労した後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中(就職した日から6月)において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱います。ただし、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者としてください。具体的には、労働時間の延長の場合は、就労移行支援の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とします。		
	(2) 事業指定から2年度間の場合、その指定を受けた日から2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上、100分の40未満の場合として、１日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 指定を受けた日から2年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えありません。 ※ 3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができます。 ※ 年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定します。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に 必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととします。 また、支援の提供を開始してから2年（24月）経過した日の属する	はい・いいえ・該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	る月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目（1月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができます。		
5　就労継続支援Ａ型サービス費	(1) 就労継続支援Ａ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ａ型を提供した場合若しくは就労継続支援Ａ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ａ型を提供した場合（報酬留意事項第2･1(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ａ型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該就労継続支援Ａ型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の3の規定に基づき就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関して厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される評価点をいう。）に応じ、算定していますか。なお、指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象となりません。 ①　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ） ア　厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市に届け出た事業所 イ　事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活指導員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上であること。 ②　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ） 事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活指導員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を10で除して得た数以上であること。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　13イ） ○　事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活指導員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上であること。	はい・いいえ はいの場合 Ⅰ・Ⅱ スコア 点	平18厚労告523 別表第13･1注 報酬留意事項通知 第2･3(4)
	(2) 【新規指定の場合】 初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、年度途中に指定された事業所については初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 【自己評価未公表減算】 就労継続支援Ａ型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行っていますか。 ※ 指定障害福祉サービス基準第 196 条の３に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援Ａ型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、市に届出がされていない場合に、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定するものです。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものです。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に100分の85を乗じて得た数を算定するものではないことに留意してください。 ※ 公表の方法等については、スコア留意事項通知（R3.3障発0330第5号 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について）を参照してください。	はい・いいえ・該当なし	
6　就労継続支援Ｂ型サービス費	(1) 就労継続支援Ｂ型サービス費については、次の区分により、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ はいの場合	平18厚労告523 別表第14･1注

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	① 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ） 工賃向上計画を作成している事業所であって、従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。 ② 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ） 工賃向上計画を作成している事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。 ③ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ） 工賃向上計画を作成している事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。 ④ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ） 従業者の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。 ⑤ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ） 従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。 ⑥ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ） 従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。 ※ 就労継続支援Ｂ型の対象者について 次の㈠から㈢までのいずれかに該当する者が対象となるものです。 ㈠ 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ㈡ 50 歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ㈢ ㈠及び㈡のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（令和7年10月以降は、㈠及び㈡のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（近隣に就労選択支援事業所が無い場合等は、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用者）） ㈣ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※ 就労継続支援Ｂ型サービス費の区分 （Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合もしくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定します。 （Ⅳ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合もしくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定します。 ※（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出してください。ただし、通常の事業所に雇用されている利用者であって当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に受けるものを除いてください。 ㈠ 前年度における工賃支払総額を算出する。 ㈡ 前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出 【算定式】前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数 ㈢ 前年度における工賃支払総額（㈠）÷前年度における開所日１日当たりの平均利用者数（㈡）÷12 月により、１人当たり平均工賃月額を算出 ただし、重度者支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、上記により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができます。なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	報酬留意事項通知第2･3(5)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	所のうち、8 割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができることとしますが、従前の算定方法ではなく、上記方法によって算定した額としてください。 また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができます。 ・激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法（昭和22年法律第118号）適用地域に、就労継続支援Ｂ型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 ※ 就労継続支援Ｂ型サービス費の区分に係る届出 原則毎年度の4月に行ってください。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行います。また、(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県に提出してください。 なお、(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)のいずれかの区分を届け出た後は、(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)との間との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していません（人員配置の変更を伴わない区分の変更については、当該年度中は原則想定していません。 ※ ただし、令和8年6月から基本報酬区分の基準の見直しが行われるため、令和8年度は、改めて6月に基本報酬の算定区分の届出を行ってください。ただし、令和6年度（令和6年度に平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして所定単位数を算定していた事業所等については、令和7年度における区分とし、令和6年4月以降に指定を受けた日から６月間における平均工賃月額に応じて所定単位数を算定していた事業所等については当該算定を開始した月における区分とする。）が令和5年度における区分と同じである事業所等又は令和5年度における区分より低下している事業所等における就労継続支援Ｂ型サービス費の算定については、なお従前の基本報酬区分によることができます。		
	(2) 【新規指定の場合　※サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)の事業所】 新規に指定を受けた日から1年間は平均工賃月額が1万円未満である場合とみなし、年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなして、1日につき所定単位数を算定していますか。 ※ 支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができます。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 【短時間利用減算】 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)から(Ⅵ)までについては、前3月における事業所の利用者のうち、当該事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該事業所の利用した日数で除して得た時間）が4時間未満の利用者の割合が100分の50以上である場合に、100分の70を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。 ※ 「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれません。 ※ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が4時間未満の利用者の割合の算定から除きます。なお、利用時間が4時間未満であっても、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した利用者又はやむを得ない理由がある利用者を除きます。 ※ 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とします。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意してください。	はい・いいえ・該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 令和8年6月1日以降に指定を受けた就労継続支援Ｂ型事業所等における就労継続支援Ｂ型サービス費（基準該当就労継続支援Ｂ型事業所を除く）の取扱いは以下のとおりです。 ア　算定される単位数について 令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始した場合は、所定単位数に代えて、1000分の984に相当する単位数を算定することとなる。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の1000分の984となるものではないことに留意すること。なお、次に該当する事業所においては、適用しない。 （ⅰ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に主たる事業所の所在地がある場合 （ⅱ）市長が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかである場合。具体的には以下のいずれかである場合。 ・市が実施する公募により、サービスが不足する地域に設置された事業所である場合 ・自治体から補助等の経済的支援を得て設置された事業所である場合。ただし、ここでいう補助等の経済的支援とは、新規指定事業所として開設する際に、自治体から受ける経済的支援に限るものとし、運営への補助（指定管理料を含む。）、サービスの質や人材確保のための補助等については、含まれない。 イ　令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び高次脳機能障害者支援体制加算を当該月に１日でも算定している事業所は、当該月において所定単位数を算定するものとすること。 ウ　令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、医療連携体制加算を当該月に１日でも算定している利用者は、当該月において所定単位数を算定するものとすること。 エ　令和8年6月1日以降に指定を受け、新たに事業を開始する場合であっても、当該事業所の指定が、実施主体である法人の合併・分割・事業譲渡等に伴うものであり、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると市長に認められるときは、令和8年5月31日以前までの事業所と同様に取り扱い、所定単位数を算定するものとする。		
7　就労定着支援サービス費	(1) 就労定着支援サービス費については、市長に届け出たサービスのあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（前年度の末日において就労定着支援を受けている利用者と、当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去３年間において就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率）に応じ、１月につき所定単位数を算定していますか。 ※ 就労定着支援の対象者について 生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型（以下「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）が対象となります。この場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者は、令和6年9月30日に６月に達した者となることから、令和6年 10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となり、また、令和6年4月1日に就職し、令和6年6月30日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和6年12月31日に６月に達した者となることから、令和7年1月1日から就労定着支援を利用できることとなります。 なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第14の2･1注 報酬留意事項通知 第2･3(6)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）に対して、就労定着支援を提供した月１回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとします。 ※ 利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は算定できません。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましいです。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定していますが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えありません。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にしてください。 ※ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができません。 ※ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできません。また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に６月以上就労が継続している障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上に達したもの）であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできません。		
	(2) 【支援体制構築未実施減算】 就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を1つでも講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる要継続支援利用者の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な要継続支援利用者関係情報について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。 ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共	はい・いいえ・該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。 ハ　関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。		
8　自立生活援助サービス費	(1) 自立生活援助サービス費については、次の区分により、市長に届け出た地域生活支援1人当たりの利用者数に応じ、1月につき所定単位数を算定していますか。 ①　自立生活援助サービス費(Ⅰ) 障害者支援施設等を退所して1年以内の利用者又は同居家族の死亡等の市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の利用者に対して、地域生活支援員が1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することによりサービスを行った場合に、所定単位数を算定します。 (1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 (2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 ②　自立生活援助サービス費(Ⅱ) 障害者支援施設等を退所して1年を超える利用者又は現に居宅において単身である等の自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対して、地域生活支援員が1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することによりサービスを行った場合に、所定単位数を算定します。 (1)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 (2)　利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 ③　自立生活援助サービス費(Ⅲ) 地域生活支援員が、1月に2回以上、自立生活援助を行った場合であって、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。ただし、自立生活援助サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合には算定しません。 ※ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について ア　地域生活支援員は、定期的な訪問による支援をおおむね週に1回以上行うこととされていますが、月の途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定するものとします。 イ　自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定します。 ※ 自立生活援助サービス費（Ⅲ）の算定について 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとします。	はい・いいえ	平18厚労告523 別表第14の3･1注 報酬留意事項通知 第2･3(7)
9　各サービス費共通事項	(1) 【定員超過利用減算】（就労定着・自立生活援助を除く） 利用者の数が、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚労告第550号　2イ） 利用者の数が次のいずれかに該当する場合 ①　過去3月間の利用者の数の平均値が、次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア　利用定員が11人以下の事業所は、運営規程に定められている利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合 イ　利用定員が12人以上の事業所は、運営規程に定められている利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 ②　1日の利用者の数が、次のア又はイのいずれかに該当する場合 ア　利用定員が50人以下の事業所は、運営規程に定められ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注4(1) 別表第11･1注6 別表第11の2･1注2 別表第12･1注5 別表第13･1注4 別表第14･1注10

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ている利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 イ　利用定員が51人以上の事業所は、運営規程に定められている利用定員の数から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合 ※ ①に該当する場合は、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとし、②に該当する場合は、当該１日について利用者全員につき減算を行うものとします。 ※ 上記①のアの「利用定員が11人以下の事業所」とは、多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下の事業所をいいます。 ※ 多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去３月間の利用実績による定員超過利用減算については、①及び②と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。		
	(2) 【人員欠如減算】 従業者の員数が、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚労告第550号　2ロ） ○ 事業所に置くべき従業者の員数を満たしていない場合 →100分の70（３月以上継続の場合は100分の50） ○ サービス管理責任者の員数を満たしていない場合 →100分の70（５月以上継続の場合は100分の50） ア　【サービス提供職員欠如減算】（自立生活援助を除く） ① 算定される単位数 ・ 減算が適用される月から３月未満　100分の70 ・ 減算の適用から３月目以降　100分の50 ② 減算の具体的取扱い 配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算 ・ １割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定 ・ １割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合　→　その翌々月から算定 イ　【サービス管理責任者欠如減算】（就労選択支援を除く） ① 算定される単位数 ・ 減算が適用される月から５月未満　100分の70 ・ 減算の適用から５月目以降　100分の50 ② 減算の具体的取扱い ・ 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算 →　その翌々月から算定 ※　多機能型事業所等であって、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算されます。 ※ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合であって、次のアからエまでの全てに該当するときは、１年に１回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、介護給付費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予します。この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表6･1注4 別表第11･1注6 別表第11の2･1注2 別表第12･1注5 別表第13･1注4 別表第14･1注10 別表第14の2･1注3 別表第14の3･1注8 報酬留意事項通知 第2･1(8)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	市長に報告してください。なお、別紙様式には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。 ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。 イ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。 ウ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。 エ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。		
	(3) 【個別支援計画未作成減算】（就労選択支援を除く） 個別支援計画が作成されていない場合は、所定単位数に次に掲げる割合を乗じて得た単位数を算定していますか。 ① 作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70 ② 作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 ※ 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものとします。 ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。 ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注4(2) 別表第11･1注6 別表第12･1注5 別表第13･1注4 別表第14･1注10 別表第14の2･1注3 別表第14の3･1注8 報酬留意事項通知第2･1(10)
	(4) 【標準利用期間超過減算】 （自立訓練（生活訓練）、就労移行、自立生活援助） 利用者のサービス利用期間の平均値が、報酬告示の規定に基づき、標準利用期間（1年間）に6月間を加えて得た期間を超えている場合に、100分の95を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。 ※ 利用者（サービス利用開始から1年を超過していない者を除く）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、当該サービスの利用者全員につき減算します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11･1注6 別表第12･1注5 別表第14の3･1注8 報酬留意事項通知第2･1(11)
	(5) 【情報公表未報告減算】 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意してください。 ※ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員にについて、所定単位数から減算することとします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･1注8 別表第11･1注6の3 別表第11の2･1注3 別表第12･1注6 別表第13･1注5 別表第14･1注12 別表第14の2･1注4 報酬留意事項通知第2･1(12)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(6) 【業務継続計画未策定減算】 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 【経過措置】令和7年3月31日までの間 「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しません。ただし、自立生活援助、就労定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6・1注9 別表第11・1注6の4 別表第11の2・1注4 別表第12・1注7 別表第13・1注6 別表第14・1注13 別表第14の2・1注5 別表第14の3・1注10 報酬留意事項通知 第2・1(13)
	(7) 【身体拘束廃止未実施減算】（就労定着・自立生活援助以外） 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めてください。 なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。 (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。 なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点なく、記録が行われていない場合である点 、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 (二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、１年に１回以上開催していない場合。 なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、や虐待の防止のためや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のあるを有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6・1注10 別表第11・1注6の5 別表第11の2・1注5 別表第12・1注8 別表第13・1注7 別表第14・1注14
	(8) 【虐待防止措置未実施減算】 虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置をいない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 当該減算については、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6・1注11 別表第11・1注6の6 別表第11の2・1注6 別表第12・1注9 別表第13・1注8 別表第14・1注15 別表第14の2・1注6 別表第14の3・1注11 報酬留意事項通知

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとします。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。 （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。 具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 （二）虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合 具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。 （三）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合		第2･1(15)
10　地域生活支援拠点等機能強化加算 自立生活援助	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。ただし、拠点コーディネーター１人につき、事業所並びに事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者等の事業所の単位において、1月につき100回を限度としていますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　15イ） 次の(1)及び(2)のいずれかに該当する指定自立生活援助事業所であること。 (1) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。 (一) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第206条の10に規定する運営規程において、当該自立生活援助事業所が市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (二) 指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 (三) 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第1号イ又はロに掲げる基準に適合していること。 (四) 当該自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、市及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市が認めるものであること。 (2) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。 (一) (1)の(一)の基準に適合すること。 (二) 他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。 (三) (二)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営しているこ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･1注13

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	と。 （四）当該自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市が認めるものであること。 ※ 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを一体的に運営していること又は 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており 、かつ、市により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、 相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する拠点コーディネーターが常勤で１以上配置されている事業所について加算します。 ※ 拠点コーディネーターの要件及び業務は、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできません。ただし、緊急的な支援や、地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとします。 ※ 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定します。 ※ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議してください。また、その協議内容については、市の職員出席や書面の提出等の方法により、市と共有してください。 ※ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障障発0329第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照してください。		
11　人員配置体制加算 生活介護	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たサービスの単位において、サービスの提供を行った場合に、当該サービスの単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算していますか。 (1) 人員配置体制加算(Ⅰ) ア 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるもの イ 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。 ※共生型生活介護事業所では、要介護者を障害支援区分５とみなします。以下加算(Ⅱ)(Ⅲ)において同じです。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6イ） ○　加算(Ⅰ)を算定すべき生活介護の単位の施設基準 生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を1.5で除して得た数以上であること。 (2) 人員配置体制加算(Ⅱ) ア 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	平18厚労告523 別表第6･2 平成30年度報酬改定Q&A問8

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるもの イ 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ロ） ○ 加算(Ⅱ)を算定すべき生活介護の単位の施設基準 生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上であること。 (3) 人員配置体制加算(Ⅲ) ア 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合 区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上であるもの イ 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ハ） ○ 加算(Ⅲ)を算定すべき生活介護の単位の施設基準 生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であること。 (4) 人員配置体制加算(Ⅳ) ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ニ） ○ 加算(Ⅳ)を算定すべき生活介護の単位の施設基準 生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上であること。 ※ (1)～(4) は同時には算定できません。 ※ 生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数（利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者に4分の3を乗じて得た数として計算を行う。）を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになります。（前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げるものとする。） ※ 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できます。		
12　福祉専門職員配置等加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	生活支援員等（生活支援員又は地域移行支援員、職業指導員、就労支援員）として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 (1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるもの (2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	平18厚労告523 別表第6･3 別表第11･1の2 別表第11の2･6 別表第12･9 別表第13･8 別表第14･8 別表第14の3･2

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
目立生活援助	指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるもの (3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当するもの ① 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上 ② 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上 ※「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいいます。 ※ 指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を算定することができます。		準用（報酬留意事項通知第2･2(5)④）
13 常勤看護職員等配置加算 生活介護	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た生活介護事業所において、厚生労働大臣が定める者に対してサービスを行った場合に、サービスの単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】 （平成18年厚生労働省告示第556号　5） 児童福祉法に基づく指定通所支援等に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表「スコア表」の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であるもの。 ［スコア表］ ① 人工呼吸器（ 鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理 ② 気管切開の管理 ③ 鼻咽頭エアウェイの管理 ④ 酸素療法 ⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。） ⑥ ネブライザーの管理 ⑦ 経管栄養 ア 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 イ 持続経管注入ポンプ使用 ⑧ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等） ⑨ 皮下注射 ア 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。） イ 持続皮下注射ポンプの使用 ⑩ 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。） ⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等） ⑫ 導尿 ア 間欠的導尿 イ 持続的導尿（ 尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ） ⑬ 排便管理 ア 消化管ストーマの使用 イ 摘便又は洗腸 ウ 浣腸 ⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･3の2

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	装置の作動等の処置 （注）「⑬排便管理」における「ウ 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5cm以上6cm以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40g以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20g以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10g以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5g以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。		
14 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数が、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 【自立訓練（生活訓練）】生活訓練費サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除きます。 (1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数が、事業所の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条等に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 (2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数が、事業所の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条等に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ※ 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者です。 ア 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者 ※ 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の50又は100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしていますが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はありません。また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の50又は100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を40又は50で除して得た数以上なされていれば満たされるものです。 ※ 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者です。	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第6･4 別表第11･2 別表第11の2･2 別表第12･2 別表第13･2 別表第14･2 報酬留意事項通知第2･2(6)⑥

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ア　視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ　聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者		
15　高次脳機能障害者支援体制加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚生労働省告示第543号　18） 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ホ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 (1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。 (2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 ※ 算定に当たっての留意事項 ア　研修の要件 地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準じるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同様の内容のものであること。 イ　高次脳機能障害者の確認方法について 加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害者の診断の記載があることを確認する方法によること。 (ｱ) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 (ｲ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 (ｳ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること） ウ　届出等 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市長へ届け出る必要があること。 また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 ※ 多機能型事業所については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされるものです。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･4の2 別表第11･2の2 別表第11の2･3 別表第12･3 別表第13･2の2 別表第14･2の2 報酬留意事項通知第2･2(6)⑦

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
16　初期加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型 就労定着	【生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行・就労Ａ型・Ｂ型】 (1) サービスを行った場合に、サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としません。 ※ 30日を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定できます。 ただし、同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･5 別表第11･3 別表第12･4 別表第13･4 別表第14･4 準用（報酬留意事項通知第2･2(6)⑧）
	(2) 【生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行・就労Ａ型・Ｂ型】 利用者が過去3月間に、当該障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 【就労定着】 生活介護等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、生活介護等を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に個別支援計画を作成し、サービスを行った場合に、当該サービスの利用を開始した月について、1回に限り、所定単位数を加算していますか。 ※ 同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の2･3 報酬留意事項通知第2･3(6)⑥
17　初回加算 自立生活援助	自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合に、自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 初回加算については、サービスの利用の初期段階において、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものです。ただし、当該利用者が過去３月間に、当該自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･4 報酬留意事項通知第2･3(7)⑥
18　訪問支援特別加算 生活介護 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	継続してサービスを利用する利用者について、連続した５日間、サービスの利用がなかった場合において、従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所におけるサービスの利用に係る相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 ※ 概ね３ヶ月以上継続的にサービスを利用していた者が、最後にサービスを利用した日から中５日間以上連続して当該サービスの利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定就労移行支援等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る個別支援計画の見直し等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定するものです。なお、この場合の「５日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で５日間をいうものであることに留意してください。 ※ 所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されるものです。 ※ １月に２回算定する場合については、この加算の算定後又はサービスの利用後、再度５日間以上連続してサービスの利用がなかった場合にのみ対象となります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･6 別表第12･5 別表第13･5 別表第14･5 準用（報酬留意事項通知第2･2(6)⑨）
19　欠席時対応加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行	サービスを利用する利用者が、あらかじめサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定していますか。 ※ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7 別表第11･4 別表第11の2･7 別表第12･10 別表第13･9 別表第14･9

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労Ａ型 就労Ｂ型	連絡があった場合について算定できます。 ※「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しません。		準用（報酬留意事項通知第2･2(6)⑩）
20 医療連携体制加算 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、利用者の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し1回の訪問につき8名を限度として加算 ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として加算 ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として加算 ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として加算 ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に加算 ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算 ただし、イからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない ※【自立訓練（生活訓練）】看護職員加配加算を算定している場合は、算定できません。	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ	平18厚労告523 別表第11･4の2 別表第11の2･8 別表第12･11 別表第13･10 別表第14･10 準用(報酬留意事項通知第2･2(7)⑯)
21 重度障害者支援加算 生活介護	(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ） 人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）及び常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの（看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。）として市長に届け出た事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対してサービス提供を行った場合に、サービスの単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 加算（Ⅰ）を算定している事業所等において、加算（Ⅱ）及び加算（Ⅲ）は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注1 報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(一)
	(2) 重度障害者支援加算（Ⅱ） 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ報酬告示第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対してサービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注2

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ﾍ） 次のいずれにも該当する事業所であること。 ○ 強度行動障害の利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること ○ 従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること ○ 事業所等の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること ※ 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定事業所において、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、サービス提供を行った場合に算定してください。 ア 障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りる。 イ 指定事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ 指定事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者であること。 エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含める。 オ イにおける実践研修修了者は、原則として、週に1回以上、強度鼓動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。 カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。 キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、所定の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。		報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(二)
	(3) 重度障害者支援加算（Ⅱ）が算定されている指定生活介護事業所等であって、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ﾄ） 別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。 ● 【厚生労働大臣が定める者】	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	（平成18年厚生労働省告示第556号　5の2） 区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が18点以上である障害者又はこれに準ずる者 ※ (3)及び(7)については、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する 旨届出をしており、 かつ、 区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し 、指定生活介護を行った場合に 、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしていまこの場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとします。 なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではありません。		報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(三)
	(4) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算していますか。 ※ (4)及び(5)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものです。 ※ 当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とします。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注4 報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(四)
	(5) (3)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ (4)の※参照	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注5
	(6) 重度障害者支援加算(Ⅲ) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、報酬告示第8の1の中1の(2)に規定する利用者の支援の度合いにある者に対してサービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ﾍ） (2)に記載 ※ 重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定します。 ア　指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。 イ　指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注6 報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(五)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ　指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が基礎研修修了者であること。 エ　(2)の※エからキの規定を準用する。 ※ 重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算できません。		
	(7) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 (平成18年厚生労働省告示第551号　6ト) (3)に記載 ● 【厚生労働大臣が定める者】 (平成18年厚生労働省告示第556号　5の2) (3)に記載 ※ (3)の※参照	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注7
	(8) 重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、 当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算していますか。 ※ (8)及び(9)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注8 報酬留意事項通知第2･2(6)⑪(六)
	(9) (7)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算していますか。 ※ (8)の※参照	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･7の2注9
22　リハビリテーション加算 生活介護	次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た生活介護事業所において、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成していること ② 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービスを行っているとともに利用者の状態を定期的に記録していること ③ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること ④ 障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること ⑤ ④に掲げる利用者以外の利用者について、事業所の従業者が、必要に応じ、特定相談支援事業者を通じて、居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第6･8

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ リハビリテーション加算(Ⅰ) 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者に対して、サービスを行った場合 ※ リハビリテーション加算(Ⅱ) 加算(Ⅰ)に規定する障害者以外の障害者に対して、サービスを行った場合 ※ リハビリテーション実施計画を作成した利用者について、サービスを利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限りません。 ※ リハビリテーション加算については、以下の手順で実施してください。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ア　利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下この※中において「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下この※中において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその 家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとすること。 イ　リハビリテーション実施 計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーショ ン実施計画に代えることができるものとすること。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達 日常生活上の留意点、サービスの工夫等 や連携を図ること。 ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。 オ　サービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは 別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ※ 詳細は、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成21年3月31日障障発第0331003号）を参照してください。		報酬留意事項通知第2･2(6)⑫
23　個別計画訓練支援加算	次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た自立訓練（生活訓練）事業所について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、サービスを行った場合に、1日につき所定単	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11･4の3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
自立訓練 （生活訓練）	位数を加算していますか。 (1) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分判定基準に関する省令別表第１における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること (2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること (3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること (4) 障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること (5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、事業所の従業者が必要に応じ、特定相談支援事業者を通じて、居宅介護サービスその他の障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること (6) 当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること ※ 加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意してください。 ※ 個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該サービスを利用した日に算定することとし、必ずしも実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものです。 ※ 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施してください。 ア　利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第556号告示第10号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。 また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 イ　個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね２週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとすること。また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図ること。 ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。 エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。		報酬留意事項通知第2･3(2)⑩
24　利用者負担上限額管理加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練）	指定基準に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･9 別表第11･6 別表第11の2･4 別表第12･6 別表第13･6 別表第14･6

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型 就労定着 自立生活援助	用者の負担額合計額の管理を行った場合をいいます。 ※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としません。		別表第14の2･6 別表第14の3･7 準用（報酬留意事項通知第2･2(1)⑱）
25 食事提供体制加算 生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	【生活介護、就労選択、就労移行、就労Ａ型・Ｂ型】 (1) 低所得者等（指定障害者支援施設等に入所する者を除く）であって、個別支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託しているなど当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、次の①から③までのいずれも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算していますか。 ① 事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね6月に1回記録していること。 ※ 管理栄養士又は栄養士については、常勤・専従である必要はありません。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとします。 献立の確認の頻度については、年に1回以上は行ってください。なお、事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととします。 ※ 摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意してください。摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の○割」などといったように記録してください。 摂食量の記録は、提供した日については必ず記録してください。 ※ おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行ってください。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとします。 また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に③を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えありません。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければなりません。 なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･10 別表第11･7 別表第11の2･5 別表第12･7 別表第13･7 別表第14･7 準用(報酬留意事項通知第2･2(6)⑭)
	(2) 出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に食事を提供した場合に算定していませんか。 ※ 原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものですが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。 ※ 事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものは、事業所外で調理し搬入する方法も認められます。	はい・いいえ・該当なし	
	【自立訓練（生活訓練）】 ※ 要件は上記と同じ	はい・いいえ・	平18厚労告523

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(1) 食事提供加算(Ⅰ) 短期滞在加算が算定される者及び宿泊型自立訓練の利用者について算定 ※ 1日に複数回食事の提供をした場合には、この加算がその食事をする体制に係るものであることから、複数回の算定はできません。 (2) 食事提供加算(Ⅱ) 加算(Ⅰ)に規定する利用者以外の者について算定	該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	別表第11･7
26 延長支援加算 生活介護	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た生活介護事業所において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満のサービス提供を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満のサービス提供を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該サービスの所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ｲ） 指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること ※ 所要時間は、個別支援計画に定める時間ではなく、実際にサービスを行った時間であり、原則として、送迎のみを実施するする時間は含まれません。 ※ 延長時間帯に、指定基準上置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1名以上配置していること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･11 報酬留意事項通知第2･2(6)⑮
27 送迎加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める送迎】 （平成24年厚生労働省告示第268号） ① 送迎加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 事業所が行うサービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合 イ １回の送迎につき、平均10人以上（利用定員20人未満の場合は１回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること ウ 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること ② 送迎加算(Ⅱ) 上記①のアの基準に適合し、かつ、イ又はウに掲げる基準のいずれかに適合すること。 ※ 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として同一の事業所として取り扱うこととします。 ※ 居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となりますが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意してください。 ※ 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えありませんが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。 また、他の障害福祉サービス事業所や、介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を締結し、他の障害福祉サービス事業所や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となります。なお、その場合には、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間で責任の所在を事前に明確にしておいてください。	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第6･12 別表第11･11 別表第11の2･9 別表第12･14 別表第13･13 別表第14･14 準用（報酬留意事項通知第2･2(6)⑯）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 就労継続支援Ａ型における送迎については、就労継続支援Ａ型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行う者であることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断してください。		報酬留意事項通知 第2･3(4)⑮
	(2) 【生活介護のみ】 (1)の送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の合計数の100分の60以上であるものとして市長に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	
28 障害福祉サービスの体験利用支援加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	(1) 事業所等においてサービスを利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を実施する場合において、事業所等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算していますか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定します。 ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定します。	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第6･13 別表第11･12 別表第12･15 別表第13･14 別表第14･15
	(2) 【生活介護のみ】 当該加算を算定している事業者が、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合、１日につき所定単位数にさらに加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ﾘ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 (1) 運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。 ※ 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、市により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを市長に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算します。 ※ 市が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知 第2･2(6)⑱

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	く、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。		
29　就労移行支援体制加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労Ａ型 就労Ｂ型	【生活介護・自立訓練（生活訓練）】 (1) 事業所におけるサービスを受けた後就労（就労継続支援型事業所への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所等においてサービス提供を受けた場合にあっては、当該サービス提供を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、指定生活介護事業所又は自立訓練（生活訓練）等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につきサービスの行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする。)を加算していますか。 ※ 生活介護を経て企業等(就労継続支援Ａ型事業所は除く。)に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者（当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする）の数を乗じて得た単位数を加算します。 ※ 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所等においてサービス提供を受けた場合にあっては、当該サービス提供を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱います。具体的には、労働時間の延長の場合には生活介護等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とします。なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合は、当該 指定生活介護等を受けた後から6月）に達した者は就労定着者として取り扱ってください。 また、過去3年間において、当該指定生活介護事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととします。 ※ 「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者です。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の2 別表第11･12の3 準用（報酬留意事項通知第2･2(6)⑱）
	【就労Ａ型】 (1) 就労移行支援体制加算(Ⅰ) 就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労(指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、指定就労継続支援Ａ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市町村長が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ａ型	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第13･3 報酬留意事項通知第2･3(4)④

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の定員数を上限とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。 (2) 就労移行支援体制加算(Ⅱ) 就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援Ａ型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算していますか。 ※ 就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問いません。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行は除く。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数（当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の定員数を上限とする）を乗じて得た単位数を加算します。 ※ 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱います。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ａ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として6月に達した者とします。なお、就労継続支援Ａ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後から6月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後から6月））に達した者は就労定着者として取り扱います。また、過去3年間において、指定就労継続支援Ａ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととします。 ※ 「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者です。例えば、令和5年10月1日に就職した者は、令和6年3月31日に6月に達した者となります。また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ａ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和 5年12月31日まで当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となります。	はい・いいえ・該当なし	
	【就労Ｂ型】 (1) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労(指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14･3 報酬留意事項通知第2･3(5)⑤

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の定員数を上限とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。		
	(2) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	(4) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして、市長に対して届出を行った指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	
	※（Ⅰ）及び(Ⅱ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問いません。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数（当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の定員数を上限とする）を乗じて得た単位数を加算します。 ※(Ⅲ)及び(Ⅳ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算します。		
	※ 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱います。具体的には、労働時間の延長の場合には指定就労継続支援Ｂ型等の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を１日目として6月に達した者とします。また、過去３年間において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととします。		
	※ 就労継続支援Ｂ型を経て企業等に就労した後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間(就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後から6月）)中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	就労移行支援の利用を終了した者のうち、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援Ｂ型事業所において就労継続支援Ｂ型を受けた場合は、当該就労継続支援Ｂ型を受けた後から6月）に達した者は就労定着者として取り扱います。 ※「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者です。例えば、令和5年10月1日に就職した者は、令和6年3月31日に6月に達した者となります。また、当該就労後に労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、当該指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等において指定就労継続支援Ｂ型等を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となります。		
30　緊急時受入加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（施設入所者を除く。宿泊型自立訓練の利用者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ﾍﾙ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 (1) 指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程において、当該指定生活介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 (2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち、市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 ※ 緊急時受入加算については、以下のとおり取り扱うこととします。 ア　市により地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 イ　拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参加すること。 ウ　当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。 エ　当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の7 第11･12の4 第12･15の6 第13･14の4 第14･16の3 準用（報酬留意事項通知第2･2(6)㉒）
31　集中的支援加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労移行	厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の8 第11･12の5 第12･15の7 第13･14の5 第14･16の4

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
就労Ａ型 就労Ｂ型	（平成18年厚生労働省告示第556号　1の2） 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずる者 ※ 集中的支援加算については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定生活介護事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととします。 なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照してください。 （一）本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 （二）集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定生活介護事業所のアセスメントを行うこと イ　広域的支援人材と指定生活介護事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短時間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画においては、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。当該者が複数の障害福祉サービスを併用している場合にあっては、当該生活介護事業所とも連携して集中的支援実施計画の作成や集中的支援を行うこと ウ　指定生活介護事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること エ　指定生活介護事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること オ　当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること （三）当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。 （四）集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 （五）指定生活介護事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。		報酬留意事項通知 第2･2(6)㉒ 準用（第2･2(5)⑦）
32　入浴支援加算 生活介護	厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして市長に届け出た事業所において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める者】 （平成18年厚生労働省告示第556号　5の3） スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者 （注）「12常勤看護職員等配置加算」【スコア表】参照	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 入浴支援加算については、以下のとおり取り扱うこととします。 （一）入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。 （二）入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。		報酬留意事項通知 第2･2(6)⑲
33　喀痰吸引等実施加算 生活介護	指定生活介護事業所等において、医療的ケアが必要な者であって、喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の4
34　栄養スクリーニング加算 生活介護	厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　6ヌ） 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供していること。 ※ 栄養スクリーニング 加算については、 以下のとおり取り扱うこととします。 （一）栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握すること。 （二）栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について次に掲げる項目の確認を行い、確認した情報を相談支援専門員に対し、提供すること。 なお、栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（R6.3.29障障発0329第3号 指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について）を参照すること。 ア　ＢＭＩ イ　体重変化割合 ウ　食事摂取量 エ　その他栄養状態リスク （三）栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。 （四）栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供が必要だと判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の5 報酬留意事項通知 第2･2(6)⑳
35　栄養改善加算 生活介護	次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められたもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数加算していますか。 ただし、栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置すること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第6･13の6

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	て、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※ 栄養改善加算については、 以下のとおり取扱うこととします。 なお、栄養改善加算の実施に当たっては、別途通知（R6.3.29障障発0329第3号 指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示について）を参照してください。 (一) 当該事業所の職員として、又は外部（医療機関、障害者支援施設等（常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション）との連携により、管理栄養士を２名以上配置して行うものであること。 (二) 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。 ア ＢＭＩ イ 体重変化割合 ウ 食事摂取量 エ その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者 なお、次のような問題を有する者については、上記アからエまでのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題 ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 (三) 栄養改善サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされること。 ア 利用者ごとの栄養状態のリスクを利用開始時に把握すること。 イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、生活支援員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 オ 利用者の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等		報酬留意事項通知 第2･2(6)㉑

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する相談支援専門員や主事の医師に対して情報提供すること。 (四) おおむね3月ごとの評価の結果、上記のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。		
36 精神障害者退院支援施設加算 自立訓練（生活訓練） 就労移行	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た、精神科病院の精神病床を転換してサービス又は就労移行支援に併せて居住の場を提供する自立訓練（生活訓練）事業所及び就労移行支援事業所（精神障害者退院支援施設）において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　11へ） (1) 精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ） ① 利用定員が次のア、イの基準を満たしていること ア 精神病床を転換して設けられたもの（病床転換型） 20人以上60人以下 イ 病床転換型以外のもの 20人以上30人以下 ② 居室の定員が次のア、イの基準を満たしていること ア 病床転換型　4人以下であること イ 病床転換型以外のもの　原則個室であること ③ 利用者1人当たりの居室の床面積が次のア、イの基準を満たしていること ア 病床転換型　6㎡以上であること イ 病床転換型以外のもの　8㎡以上であること ④ 居室のほか、次に掲げる設備を有していること ア 浴室 イ 洗面設備 ウ 便所 エ その他サービスの提供に必要な設備 ⑤ 日照、採光、換気等~~の~~利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること ⑥ 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていること (2) 精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ） ① (1)の①～⑤に掲げる基準を満たしていること ② 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること ※「精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平成19年3月30日障発第0330011）」を参照してください。	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第11･8 別表第12･8
37 社会生活支援特別加算 自立訓練（生活訓練） 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療保護法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間において、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　3の2） 事業所に置くべき従業者に加え、厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員等を配置することが可能であること	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11･12の2 別表第12･15の4 別表第13･14の3 別表第14･16の2 準用（報酬留意事項通知第2･3(1)⑬）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	● 【厚生労働大臣が定める者】 （平成18年厚生労働省告示第556号　9） 医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者 ※ 実施する支援内容 ・ 本人や関係者からの聞き取りや経過記録等に基づき、再び犯罪行為等に及ばないための生活環境と専門的支援が組み込まれた、個別支援計画の作成 ・ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議 ・ 日常生活や人間関係に関する助言 ・ 医療観察法の通院決定を受けた者への通院の支援 ・ 日中活動の場における緊急時の対応 ・ その他必要な支援 ※ 対象者は、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから３年を経過していない者、又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所後、３年を経過していない者であって、保護観察所等との調整により、事業所を利用することになった者をいいます。		
38　ピアサポート実施加算 自立訓練（生活訓練） 就労Ｂ型 自立生活援助	【自立訓練（生活訓練）】 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 (1) 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）修了者を事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。 (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ※ ピアサポート実施加算を行うには、ア～ウに該当すること。 ア　機能訓練（生活訓練）サービス費(Ⅰ)を算定していること。 イ　当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者（障害者ピアサポート研修修了者）をそれぞれ配置していること。 (ｱ)　障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。） (ｲ)　当該事業所の従業者 ウ　イの者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 ※ 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとします。 ア　身体障害者 身体障害者手帳 イ　知的障害者 (ｱ)　知的障害者 (ｲ)　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 ウ　精神障害者 次のいずれかの証書類により確認する。これらに限定されるものではない。 (ｱ)　精神障害者保健福祉手帳 (ｲ)　精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） (ｳ)　精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11･1の4 報酬留意事項通知 第2･3(1)③

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(ｴ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） (ｵ) 医師の診断書 （原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等 エ 難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 オ その他都道府県が認める書類又は確認方法 ※ 配置する従業者の職種等 ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含まれます。 イ 当該事業所の従業者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はありませんが、ピアサポーターの活用について十分に理解しており、当該事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者でなければなりません。 ウ いずれの者の場合も、当該事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）になければなりません。 ※ ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定してください。 ※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があります。 また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければなりません。		
	【就労Ｂ型】 次の(1)から(3)のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して、相談援助を行った場合に、当該相談支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。 (1) 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定していること。 (2) 障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。 (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ※ 当該加算は、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ) 、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している事業所において加算するものであり、算定の要件等については、自立訓練（機能訓練）の通知（3の(1)の③）の規定を準用する。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14･8の2 報酬留意事項通知 第2･3(5)⑫
	【自立生活援助】 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た自立生活援助事業所において、サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･3

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	（平成18年厚生労働省告示第543号　39） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る）の課程を修了し、終了した旨の証明書を受けた者であって次の(一)及び(二)に掲げるものを当該自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (一) 障害者又は障害者であったと市長が認める者 (二) 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員 (2) (1)に掲げるいずれかにより、当該自立生活援助事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 (3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。 ※ ピアサポート体制加算については、県又は市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができます。 ア 障害者又は障害者であったと県知事又は市長が認める者であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 ※ 常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。 ※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 ※ 障害者ピアサポート研修とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいいます。 ※ 当該加算の算定要件となる研修の過程を修了した「障害者等」については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の書類又は知的障害者更生相談所に意見を求める等の確認方法により確認してください（自立訓練（生活訓練）を参照）。		報酬留意事項通知 第2･3(7)⑤
39　就労支援関係研修修了加算 就労移行	就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして市長に届け出た就労移行支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ● 厚生労働大臣が定める研修 （平21年厚生労働省告示第178号　1） イ　障害者雇用促進法施行規則第19条第1項第3号に掲げる、地域障害者職業センターにおいて就労移行支援に置くべき就労支援員が就労移行を行うに当たって必要な基礎知識及び技能を習得させるものとして行う研修 ロ　障害者雇用促進法施行規則第20条の2の3第2項に掲げる、障害者総合支援センター及び地域障害者職業センターが行う第1号職場適応援助者の養成のための研修 ハ　イ及びロの研修と同等以上として厚労省が認めたもの ※ 「1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保険・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行う業務について1年以上の実務経験を指します。 ※ 就労定着者の割合が零である場合は、算定できません。 ※ 上記から、新たに指定を受けた日から1年間は算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第12･12 報酬留意事項通知第2･3(3)⑫

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	なお、新たに指定を受けてから2年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができます。		
40　移行準備支援体制加算 就労移行	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして市長に届け出た事業所において、厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の(1)又は(2)のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ1日につき所定単位数を加算していますか。 (1) 職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合 (2) 求職活動にあっては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚生労働省告示第543号　32） 算定対象となる利用者が、利用定員の100分の50以下であること ※ (1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりとなります。 ア　企業及び官公庁等における職場実習 イ　アに係る事前面接、期間中の状況確認 ウ　実習先開拓のための職場訪問、職場見学 エ　その他必要な支援 ※ (2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりとなります。 ア　ハローワークでの求職活動 イ　地域障害者職業センターによる職業評価等 ウ　障害者就業・生活支援センターへの登録等 エ　その他必要な支援 ※ (1)又は(2)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定してください。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第12･13 報酬留意事項通知 第2･3(3)⑬
41　重度者支援体制加算 就労Ａ型 就労Ｂ型	サービスを行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、次に掲げる(1)又は(2)に該当するものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 ただし、(1)と(2)は同時に算定できません。 (1) 重度者支援体制加算（Ⅰ） 障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の50以上 (2) 重度者支援体制加算（Ⅱ） 障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における利用者の数の100分の25以上100分の50未満	はい・いいえ・該当なし はいの場合 Ⅰ・Ⅱ	平18厚労告523 別表第13･11 第14･12
42　賃金向上達成指導員配置加算 就労Ａ型	指定基準に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を、常勤換算方法で１以上配置し、かつ、就労継続支援Ａ型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップを図るための措置を講じているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 「賃金向上達成指導員」とは、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（「賃金向上計画」）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいいます。 ※ 「賃金向上計画」は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「就労系留意事項通知」という。）で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができます。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第13･12 報酬留意事項通知 第2･3(4)⑭

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができます。 ※ 「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えありませんが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもあります。		
43 目標工賃達成指導員配置加算 就労Ｂ型	目標工賃達成指導員（埼玉県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所等において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　14ト） 就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定する事業所であって、当該事業所に置くべき職業指導員等の数に、目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上であること。 ※ 目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいいます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14･13 報酬留意事項通知 第2･3(5)⑰
44 目標工賃達成加算 就労Ｂ型	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援Ｂ型事業所（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定する事業所）が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援Ｂ型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該額が前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等における平均工賃月額)以上でなければなりません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14･13の2
45 通勤訓練加算 就労移行	当該事業所以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算を算定します。 ※ 「専門職員」とは、次の研修等を受講した者を指します。 ア 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科 イ 国の委託に基づき実施される視覚障害生活訓練指導員研修 ウ その他上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第12･15の2 報酬留意事項通知 第2･3(3)⑯
46 在宅時生活支援サービス加算 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型	居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ当該支援を行うことが効果的である利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を受けることが効果的であると市が判断した在宅利用者に対し、当該事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第11の2･10 別表第12･15の3 別表第13･14の2 別表第14･16 報酬留意事項通知 第2･3(2)の2⑪ 第2･3(3)⑰

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
47　地域連携会議実施加算 就労移行 就労定着	【就労移行】 (1) 地域連携会議実施加算(Ⅰ) 事業所が各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議（ケース会議）を開催し、サービス管理責任者が当該就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月に月1回、かつ、1年に月4回（地域連携会議実施加算(Ⅱ)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第12･15の5
	(2) 地域連携会議実施加算(Ⅱ) 事業所が各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議（ケース会議）を開催し、サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月に月1回、かつ、1年に月4回（地域連携会議実施加算(Ⅰ)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として所定単位数を加算していますか。 ※ 利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月１回、年に４回を限度に所定単位数を加算してください。 ア　ハローワーク イ　障害者就業・生活支援センター ウ　地域障害者職業センター エ　他の就労移行支援事業所 オ　特定相談支援事業所 カ　利用者の通院先の医療機関 キ　当該利用者の支給決定を行っている市町村 ク　障害者雇用を進める企業 ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 ※ ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ※ ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられます。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知 第2･3(3)⑲
	【就労定着】 (1) 地域連携会議実施加算(Ⅰ) 事業所が関係機関との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議（ケース会議）を開催し、当該事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月に月1回、かつ、1年に月4回（地域連携会議実施加算(Ⅱ)を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の2･2
	(2) 地域連携会議実施加算(Ⅱ) 事業所が就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議（ケース会議）を開催し、当該会議において、当該事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者について	はい・いいえ・該当なし	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	の継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月に月1回、かつ、1年に月4回（地域連携会議実施加算（Ⅰ）を算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算していますか。 ※ 就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、年に4回を限度に、所定単位数を加算してください。 ア　障害者就業・生活支援センター イ　地域障害者職業センター ウ　ハローワーク エ　当該利用者が雇用されている事業所 オ　通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ　特定相談支援事業所 キ　利用者の通院先の医療機関 ク　当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 ※ ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ってください。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たってください。		報酬留意事項通知 第2･3(6)⑤
48　就労移行連携加算 就労Ａ型 就労Ｂ型	当該事業所の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ｂ型及び指定就労継続支援Ａ型を受けたものを除く。）が1人以上いる事業所において、サービスを行った日の属する年度において、当該利用者に対して、支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援に係る就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、サービスの利用状況その他の必要な情報を文書により提供した場合に、サービスの利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算していますか。 ただし、利用者が支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算できません。 ※ 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましいです。 ※ 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、当該事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考となるものにしてください。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えありません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第13･3の2 第14･3の2 準用（報酬留意事項通知第2･3(4)⑤）
49　地域協働加算 就労Ｂ型	就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅵ)を算定している事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他関係者と協働して行う取組によりサービス（当該Ｂ型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該Ｂ型に係る就労、生産活動その他の活動の内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 加算の対象となる地域の範囲について 基本的には、事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されま	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14･11 報酬留意事項通知 第2･3(5)⑮

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	すが、事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と共同した取組であっても、差し支えありません。 ※ 取組の内容について 利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましいです。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意してください。 ※ 公表について 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表してください。また、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表することとします。		
50 就労定着実績体制加算 就労定着	過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として市長に届け出た就労定着支援事業所において、サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算できます。 ※ 「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含みます。 ※ 本加算は、指定を受けた日から1年間は算定できませんが、例えば、令和6年度から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を修了した者がいた場合、翌年度において要件に該当する者の割合が100分の70以上の場合は、令和7年度から加算を算定できます。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の2･4 報酬留意事項通知第2･3(6)⑦
51 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 就労定着	厚生労働大臣が定める研修を修了した者を、就労定着支援員として配置しているものとして市長に届け出た就労定着支援事業所において、サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める研修】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項各号に掲げる研修 ① 障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修 ② 訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修 ※ 訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算します。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の2･5 平21厚労告第178号 報酬留意事項通知第2･3(6)⑧
52 集中支援加算 自立生活援助	自立生活援助サービス費(Ⅰ)が算定されている事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)を算定する利用者に対して、対面による支援を1月に6日以上実施した場合に算定できるものでです。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･4の2 報酬留意事項通知第2･3(7)⑦
53 同行支援加算 自立生活援助	指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し、必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じて1月につき所定単位数を加算していますか。 イ 外出を伴う支援が1月に1回または2回の場合 ロ 外出を伴う支援が1月に3回の場合 ハ 外出を伴う支援が1月に4回以上の場合 ※ 同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月につ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･5 報酬留意事項通知第2･3(7)⑧

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	いて支援回数に応じて算定できるものです。		
54　緊急時支援加算 自立生活援助	(1) 緊急時支援加算(Ⅰ) 利用者に対して、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･6
	(2) 緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している自立生活援助事業所が厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める施設基準】 （平成18年厚生労働省告示第551号　15ロ） ① 運営規程において、当該事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ② 事業所の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	はい・いいえ・該当なし	
	(3) 緊急時支援加算(Ⅱ) 利用者に対して、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合には、算定できません。 ※ 緊急時支援加算の取扱いについて 緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせてください。 (一) 緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいいます。以下同じ。）に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものです。 (二) 緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものです。 ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できません。 (三) 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとします。 (四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものとします。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものとします。 (五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものとします。 (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを市長に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、緊急時支援加算(Ⅰ)に定める単位数に、さらに50単位を加算するものとします。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知 第2･3(7)⑨
55　日常生活支援情報提供加算 自立生活援助	事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･8 報酬留意事項通知 第2･3(7)⑪

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	な情報を提供した場合に、当該利用者１人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※ 日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものとします。 ※ 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものです。 ※ 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等です。 ※ 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。		
56 居住支援連携体制加算 自立生活援助	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た自立生活援助事業所が、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚生労働省告示第543号　39の2） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること ※ 指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものです。 ※ 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報です。 ※ 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意してください。 ※ 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 ※ 当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市長へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･9 報酬留意事項通知 第2･3(7)⑫
57 地域居住支援体制強化推進加算 自立生活援助	自立生活援助事業所の従業者が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場で、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523 別表第14の3･10

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告してください。 ※ 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとします。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとします。 ※ 作成した記録は5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。		報酬留意事項通知 第2･3(7)⑬
58 福祉・介護職員等処遇改善加算 生活介護 自立訓練 （生活訓練） 就労選択 就労移行 就労Ａ型 就労Ｂ型 就労定着 自立生活援助	厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 ● 【厚生労働大臣が定める基準】 （平成18年厚生労働省告示第543号・2） イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。 （一） 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 （二） 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。 (2) 福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 (4) 事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一） 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。 （二） (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （三） 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること。 （四） (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （五） 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること。 （六） (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。	はい・いいえ・該当なし ■該当する加算に「○」をを付してください。	平18厚労告523 別表第6･14 別表第11･13 別表第11の2･11 別表第12･16 別表第13･15 別表第14･17 別表第14の2･7 別表第14の3･11

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 福祉専門職等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二)社会福祉連携推進法人に所属していること。 (3)当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 (二)社会福祉連携推進法人に所属していること。 (3)当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)（就労定着を除く） イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)（就労定着を除く） イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発 0331 第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照してください。	☐ ☐ ☐ ☐	報酬留意事項通知 準用（第2･1(1)⑳）

加算項目	項目	生活介護	自立訓練 (生活訓練)	就労選択	就労移行	就労A型	就労B型	就労定着	自立生活援助
基本的項目	第4-1	○	○	○	○	○	○	○	○
各サービス費	第4-2 1-8	○	○	○	○	○	○	○	○
各サービス費共通事項	9	○	○	○	○	○	○	○	○
地域生活支援拠点等機能強化加算	10								○
人員配置体制加算	11	○							
福祉専門職員配置等加算	12	○	○	○	○	○	○		○
常勤看護職員等配置加算	13	○							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	14	○	○	○	○	○	○		
高次脳機能障害者支援体制加算	15	○	○	○	○	○	○		
初期加算	16	○	○		○	○	○	○	
初回加算	17								○
訪問支援特別加算	18	○			○	○	○		
欠席時対応加算	19	○	○	○	○	○	○		
医療連携体制加算	20		○	○	○	○	○		
重度障害者支援加算	21	○							
リハビリテーション加算	22	~~○~~	○						
個別計画訓練支援加算	23		○						
利用者負担上限額管理加算	24	○	○	○	○	○	○	○	○
食事提供体制加算	25	○	○	○	○	○	○		
延長支援加算	26	○							
送迎加算	27	○	○	○	○	○	○		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	28	○	○		○	○	○		
就労移行支援体制加算	29	○	○			○	○		
緊急時受入加算	30	○	○		○	○	○		
集中的支援加算	31	○	○		○	○	○		
入浴支援加算	32	○							
喀痰吸引等実施加算	33	○							
栄養スクリーニング加算	34	○							
栄養改善加算	35	○							
精神障害者退院支援施設加算	36		○		○				
社会生活支援特別加算	37		○		○	○	○		
ピアサポート実施加算	38		○				○		○
就労支援関係研修修了加算	39				○				
移行準備支援体制加算	40				○				
重度者支援体制加算	41					○	○		
賃金向上達成指導員配置加算	42					○			
目標工賃達成指導員配置加算	43						○		
目標工賃達成加算	44						○		
通勤訓練加算	45				○				
在宅時生活支援サービス加算	46			○	○	○	○		
地域連携会議実施加算	47				○			○	
就労移行連携加算	48					○	○		
地域協働加算	49						○		
就労定着実績体制加算	50							○	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	51							○	
集中支援加算	52								○
同行支援加算	53								○
緊急時支援加算	54								○

日常生活支援情報提供加算	55								○
居住支援連携体制加算	56								○
地域居住支援体制強化推進加算	57								○
福祉・介護職員等処遇改善加算	58	○	○	○	○	○	○	○	○